

六ヶ所村新庁舎建設基本構想（案）

令和4年4月

六ヶ所村新庁舎建設検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 庁舎の現状と新庁舎の必要性	1
2.1 庁舎の現状	1
2.2 現庁舎の課題	2
2.2.1 経年劣化	2
2.2.2 執務室の狭隘化 ^(※)	2
2.2.3 バリアフリー化の未整備	4
2.2.4 ユニバーサルデザイン ^(※) への対応	4
2.2.5 津波浸水への対応	5
2.2.6 原子力災害への対応	5
2.2.7 防災に関する通信設備の煩雑化	5
2.2.8 耐震性能	6
2.3 新庁舎建設の必要性	7
2.4 新庁舎建設の検討経緯	7
3. 新庁舎建設の基本理念及び基本方針	9
3.1 上位計画の整理	9
3.1.1 整備内容に係る計画	9
3.1.2 敷地選定に係る計画	11
3.2 新庁舎の目指す姿・基本理念及び基本方針	13
4. 新庁舎に求められる機能	15
4.1 庁舎機能	15
4.1.1 防災拠点機能を充実させた庁舎	15
4.1.2 災害に強い庁舎	15
4.1.3 住民サービスの充実を目指した庁舎	15
4.1.4 高度情報化に対応できる庁舎	15
4.1.5 環境にやさしい庁舎	16
4.1.6 住民に開かれた庁舎	16
4.1.7 行政事務を効率的に行うための機能を持った庁舎	16
4.1.8 機能的な議会運営を可能とする庁舎	16
4.2 導入が想定される複合機能	17

4.2.1 公共施設	17
4.2.2 民間施設	17
5. 新庁舎の規模	18
5.1 新庁舎の規模	18
5.2 新庁舎の面積	18
5.3 駐車場面積の算定	21
5.4 敷地面積	22
6. 新庁舎の位置	23
6.1 新庁舎の建設場所	23
6.2 建設候補地	24
6.3 評価手法及び評価項目の設定（7候補地）	28
6.3.1 評価の重要度設定	28
6.3.2 評価点について	29
6.3.3 評価項目の一覧とその内容	30
6.4 7候補地の評価結果	31
6.5 評価手法及び評価項目の再設定（4候補地）	33
6.5.1 評価項目と重要度設定	33
6.5.2 評価点について	33
6.5.3 評価項目と評価内容について	34
6.6 上位4候補地の評価結果	35
6.6.1 上位4候補地の長所・短所（課題）と解決策、評価総括	36
6.7 建設候補地の選定結果	39
7. 建設事業費及び財源	40
7.1 建設事業費	40
7.2 財源	42
8. 事業手法	43
9. 事業スケジュール	45

10. その他、建設に当たって留意すべき事項	46
11. 終わりに.....	46

1. はじめに

令和元年11月に「現庁舎の問題点に関すること」や「新庁舎の建設に係る基本的方向に関するここと」などについて検討するため、「六ヶ所村新庁舎建設府内検討委員会」が設置され、新庁舎建設に向けた府内職員による検討を行い、令和2年9月に「六ヶ所村新庁舎建設基本構想（素案）」が策定された。また、令和2年11月に、学識経験者や村内各種団体の代表者、公募により選出した村民等により構成される「六ヶ所村新庁舎建設検討委員会」が設置され、さらなる検討を重ねて「六ヶ所村新庁舎建設基本構想（案）」をまとめたものである。

2. 庁舎の現状と新庁舎の必要性

2.1 庁舎の現状

現庁舎は、昭和49年3月末に鉄筋コンクリート地上5階建で完成後、平成8年に本庁舎西側に分庁舎として追加増築し、平成22年度に耐震補強工事を行い、現在に至っている。

また、平成12年1月末には、村の水道及び下水道事業の執務室として第2分庁舎を木造2階建で建設したほか、村教育委員会の執務室の一部として使用している中央公民館は、昭和51年11月末に完成し、平成24年に改修工事を行い、現在、利用している。



役場本庁舎



役場分庁舎



役場第2分庁舎



中央公民館

2.2 現庁舎の課題

現庁舎において課題となる事項は次のとおりである。

2.2.1 経年劣化

本庁舎は、建設から約 45 年が経過しており、コンクリート素材の劣化による鉄筋腐食等による強度の低下が懸念されるとともに、構造体のひび割れや剥離が発生している。

また、空調、給排水などの設備は、経年による劣化と消耗が進行し、修繕の頻度が増加傾向にある。

特に、近年は、本庁舎各箇所で雨漏りが発生し、その対応に追われているところでもある。



雨漏りの原因



雨漏りの原因



補修後



補修後

2.2.2 執務室の狭隘化^(※)

庁舎等機能の大きな目的は、利用者（村民）の必要な行政手続きに円滑に対応し、行政情報や個人情報を適正に管理保管し、事務を遂行できる執務体制が可能な機能を保持できることであり、現在の庁舎は、多様化する行政事務需要に応じて機能を見直しながら集約化させてきたが、必要な広さと機能を確保できない状況が見られる。

特に、窓口需要の多い本庁舎 1 階部分には、十分な対応窓口やプライバシーに配慮した相談スペースが得られない状況にある。

また、事務人員に対応する机等配置が窮屈な状態であるとともに、職員の更衣室や休憩室不足なども含め、職場環境も良好ではない。

※狭隘とは、面積などが狭くゆとりがない状態で、建築物の規模から所掌事務の内容及び組織の構成並びに当該建築物の利用者、執務者等の数が適切に反映されていることを基本とし、必要に応じ利用者又は執務者のための休憩場所等及び事務能率の向上に資する機器等の設置場所の確保等に配慮する必要がある。



執務室の様子（人が通るスペースが無い）



書庫の様子（保管スペースが無く床置き）



納税相談室での相談の様子



課内にスペースがなく、廊下に設置されている
防災関連機器類



執務室内での打合せの様子



分庁舎階段（踏面が狭く登りづらい）

2.2.3 バリアフリー化の未整備

現在の庁舎においては、バリアフリー化を進めてきたものの、通路やトイレのドアは、車イス等での使用に対応できない状況にある。

また、手すりやスロープ、おむつ交換場所などの設置状況についても、実際に使用する高齢者、障がい者、乳幼児を連れた来訪者等にとっては、十分ではない状況である。



分庁舎 2階給湯室奥に設置されている
おむつ交換場所



分庁舎玄関のスロープ

2.2.4 ユニバーサルデザイン^(※)への対応

少子高齢化や国際化が進む中、役場を利用する方々にわかりやすい庁舎のあり方が求められており、あらゆる場面に対応できる案内や使いやすい庁舎への対応が遅れている。

特に、本村は、外国人や村外からの転入者等の利用が多いことから、当該対応が住民サービスの向上につながる。



庁内案内板（英語標記等無し）



本庁舎トイレ入口（通路が狭い）

※ユニバーサルデザインとは、商品や空間をデザインするにあたって、障がい者をはじめ、高齢者、外国人、子ども、妊婦などのすべての人びとの使いやすさを取り入れようとする考え方。

2.2.5 津波浸水への対応

青森県が公表した「津波浸水想定の設定」（令和3年5月）では、最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域と浸水深が示されており、六ヶ所村津波・高潮ハザードマップ（令和4年4月）によると、現庁舎立地地点は浸水域に該当し避難対象区域となる「要避難区域」である。

なお、同地域には、民家等も多数立地しているものの、津波到達時間内（15分）の徒歩での高台（要避難区域外）への移動は可能とされている。

2.2.6 原子力災害への対応

原子力災害への対応に考慮する必要のある施設は、東通原子力発電所及び六ヶ所再処理工場の2施設となっている。

現庁舎は、東通原子力発電所から南側約25km付近、六ヶ所再処理工場から東側約4km付近に立地していることから、「六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対策編）」（平成31年2月）において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に指定されている。

2.2.7 防災に関する通信設備の煩雑化

近年の大規模かつ多様化する災害対応を踏まえ、大きな課題となっていた情報伝達手段等の整備が、各災害や機関ごとにされてきたことから、防災担当課及び災害対策本部室に複数の通信設備が整備され、設備の移動・更新が困難な状況となっている。

表 2-1 原子力対策課内防災関係機器一覧

No.	名 称	設 置 者	課内からの庁内接続先
1	青森県防災情報ネットワーク	青森県防災危機管理課	防災対策会議室、警備室
2	青森県総合防災情報システム	青森県防災危機管理課	防災対策会議室、警備室
3	衛星携帯電話	青森県防災危機管理課	庁舎3階外壁にアンテナ設置
4	青森県緊急時連絡網装置 (原子力防災)	青森県原子力安全対策 課	防災対策会議室及び課長席 屋上にアンテナ設置
5	Jアラート端末	六ヶ所村	2階印刷室に端末あり
6	沿岸監視カメラ表示板	六ヶ所村	—
7	騒音測定器端末	六ヶ所村	—
8	防災行政用無線(移動系)指令台	六ヶ所村	—
9	震度計	気象庁	—
10	日本原燃(株)一斉通報装置	日本原燃(株)	防災対策会議室
11	東北電力(株)一斉通報装置	東北電力(株)	防災対策会議室

2.2.8 耐震性能

本庁舎等の耐震診断結果等を踏まえた対応について、分庁舎及び第2分庁舎については、昭和56年5月以後に建築された施設であることから耐震診断は実施していない。

本庁舎については、耐震診断結果によりY(桁行)方向に十分な耐力が得られなかつたことから、平成22年度に耐震補強工事を実施している。

本来、本庁舎は災害時活動拠点であることから、Is値0.9が望ましい基準とされているが、現庁舎で住民サービスを低下させることなく通常業務を行う必要があることや、災害時活動拠点には分庁舎を活用すること等を考慮し、大地震後、構造全体の耐力が著しく低下しないIs値0.6以上の耐震補強とした。

なお、中央公民館の耐震診断結果では、一般建物に求められるIs値0.6を満たしていたことから、特に耐震補強工事は実施していない。

表 2-2 本庁舎等の耐震診断結果

	本 庁 舎	分 庁 舎	第2分庁舎	中央公民館
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上5階建て	地上4階建て	地上2階建て	地上2階建て
建 築 年	昭和49年3月末	平成3年	平成12年1月末	昭和51年11月末
建 築 面 積	628m ²	415m ²	183m ²	1,272m ²
延 床 面 積	2,359m ²	1,399m ²	335m ²	1,871m ²
敷 地 面 積	24,691m ² (旧尾駒小学校跡地除く)			
Is値	X方向	0.6	昭和56年5月 以後の建築物	—
	Y方向	0.6	昭和56年5月 以後の建築物	—

Is値(構造耐震指標)とは、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」の告示(平成18年度国土交通省告示 第184号と185号)により、震度6~7程度の規模の地震に対するIs値の評価については、以下のとおり定められている。

Is値が0.6以上	倒壊、又は崩壊する危険性が低い
Is値が0.3以上 0.6未満	倒壊、又は崩壊する危険性がある
Is値が0.3未満	倒壊、又は崩壊する危険性が高い

※参考・・・敷地面積のうち駐車場等について

来客用 1,200m² (41台)

職員用 5,171m² (165台)

多目的 832m² (32台)

車庫 1,600m² (33台)

2.3 新庁舎建設の必要性

本村は、原子燃料サイクル事業をはじめとする原子力施設の立地や国際核融合エネルギーに関する研究施設が立地していることもあり、外国人や村外からの転入者が多いことから、村民のニーズはますます高度化かつ多様化しており、そのニーズに迅速かつ適確に応えるためにも、前述の現庁舎の課題の早期解決が必要とされるものである。

さらには、近年の大規模かつ多様化する各種災害が、毎年のように全国各地で発生していることを受け、役場庁舎の耐震性の強化、防災・災害対策拠点としての機能の充実が求められる。

加えて、近年、急成長が見られるA I（人工知能）、R P A（コンピューターによる業務自動化）などを新庁舎建設にあわせていち早く導入することや、商業施設などの複合的な機能を持たせることで、行政サービスの向上やコスト削減も期待できる。

2.4 新庁舎建設の検討経緯

新庁舎の建設に向けて、令和元年11月に設置した「六ヶ所村新庁舎建設庁内検討委員会」を中心に「現庁舎の問題点」や「新庁舎の建設に係る基本的事項」等について検討され、令和2年9月に「六ヶ所村新庁舎建設基本構想（素案）」が策定された。

また、令和2年11月には、基本構想（素案）の考え方を基本に、住民等の意見を踏まえた新庁舎建設基本構想の策定及び同構想をより具体化させる基本計画の策定のために、防災や建築分野等の学識経験を有する専門家や村内の各種団体の代表者、当該事業に興味のある村民を公募するなどして、「六ヶ所村新庁舎建設検討委員会」を設置し、専門的な見地で検討を行った。検討委員会における検討の過程を図2-1に示す。

さらに、令和2年12月から令和3年2月にかけて、基本構想や今後検討を進める基本計画の参考とするために、職員を対象としたアンケート調査、ワークショップ、村民等を対象とした来庁者アンケート、村民アンケート、村民ワークショップを実施した。

表 2-3 新庁舎建設の検討経緯

年月	内容
平成28年3月	「新庁舎建設準備基金条例」を制定
令和元年11月	「六ヶ所村新庁舎建設庁内検討委員会」を設置
令和2年11月	「六ヶ所村新庁舎建設検討委員会」を設置
令和2年11月～12月	職員アンケートを実施、職員ワークショップを開催
令和3年1月～2月	来庁者アンケート、村民アンケートを実施、村民ワークショップを開催
令和3年11月	宮城県女川町役場及び岩手県陸前高田市役所視察
令和4年4月	「六ヶ所村新庁舎建設基本構想（案）」を答申

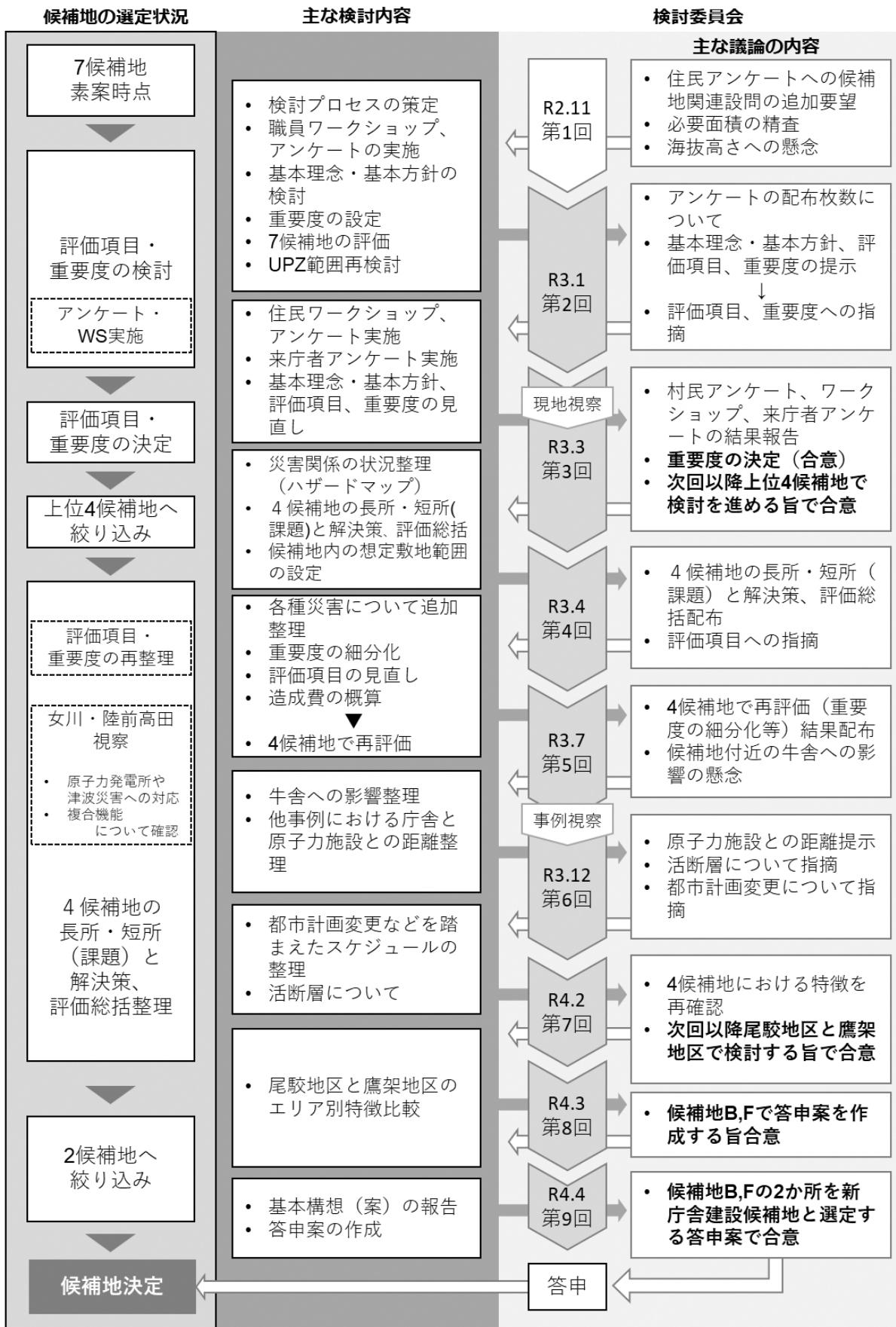


図 2-1 六ヶ所村新庁舎建設検討委員会 検討の過程

3. 新庁舎建設の基本理念及び基本方針

3.1 上位計画の整理

3.1.1 整備内容に係る計画

新庁舎の整備内容に関する計画を以下に示す。

(1) 第4次六ヶ所村総合振興計画（令和3年3月後期計画）

- ・ 人口減少・少子高齢社会における地方創生のモデルとして自立的な地域経営を実現するために、**住民目線のきめ細かな行政サービスの提供と無理・無駄のない健全な財政運営**を実現する基本方針が示されている。
- ・ 「**新しい時代を切り拓く行政組織や行政サービス改革**」を進めつつ、「行政・住民・事業者等が一体となった公共私連携体制」と「**広域連携体制の構築**」などの施策を総合的に展開していく施策展開の基本方向が示されている。
- ・ 庁舎の建て替えを契機とし、**行政システムの確実な運用と、時代に即した維持更新**を進めるため、**他地方公共団体との行政システムの集約と共同利用**による経費の削減及び**住民サービスの向上と業務効率化**を目指す施策が示されている。
- ・ 新庁舎の整備：**防災・災害対策拠点施設としての十分な耐震性と安全性を確保**するとともに、**総合窓口によるワンストップサービスの導入など時代に即した新たな庁舎を整備**することで、**住民サービスの向上と業務の効率化を図る**ことが主な取組として示されている。

(2) 第2期六ヶ所村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年2月）

- ・ ライフステージに応じた支援として、「選ばれる村」＝「魅力ある村」づくりを進めるため、地方創生の中心である「ひと」に焦点を当て、必要な支援を手厚く切れ目なく提供する体制を構築し、**各ライフステージにおける快適な環境を創出する**という視点でソフト・ハード事業を含めた施策の展開が示されている。

(3) 六ヶ所村公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

- ・ 行政系施設は、**庁舎**や消防分団施設が、主な施設となっています。泊出張所と平沼出張所は、築30年以上経過していることから、大規模改修や更新の検討を実施し、的確に対応します。

(4) 第6次六ヶ所村行政改革大綱（令和2年1月）

【公共サービスの改革】

- ・ 公共施設等の管理・運営にあたっては、計画的な維持・保全はもとより、**施設の再編による適切な施設サービスの提供**のほか、**民間活力導入による効率的な施設運営**を図る必要があると示されている。

【組織・執行体制の改革】

- ・ 村民・地域・組織にとって価値のある職員を育成するとともに、成長プランに位置付け

た事務・事業を効果的に推進する組織機構の構築に引き続き取り組む必要が示されている。

- 急速に発展を続ける ICT の役割は今後も高まるものと考えられ、その ICT の活用による事務・事業の効率化を推進するとともに、IoT、AI 及び RPA などの新しい技術の活用も視野に入れながら、**公共サービスを効果的に提供する必要が示されている。**

(5) 六ヶ所村新エネルギー推進計画（平成 29 年 2 月）

【公共施設への新エネルギーなどの率先導入】

- 目指す姿として、村内の公共施設や学校には、風力発電や太陽光発電施設、蓄電池、さらにエネルギーを管理するシステムが導入され、発電量などをモニタリングし、そのメリットを村民に発信するとともに、村内の小中学校のエネルギー教育などに活用されていることが示されている。
- 具体的な取り組み内容として、**継続して**公共施設、教育施設などに風力発電や太陽光発電施設などを率先して導入し、**導入された**風力発電や太陽光発電施設の電力量などを「見える化」し、メリットを発信することなどによりエネルギーに対する意識を啓発すると示されている。

(6) あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針（平成 15 年 3 月）

【ひとりひとりがここちよく暮らせる「あおもり」をつくる取り組み】

- 利用者が満足する行政サービスを提供するため、窓口サービスや公共施設の利便性を**向上**が示されている。
- 行政手続の簡素化、行政情報の積極的な公開、県民参加型の行政システムの確立**が示されている。

【ひとりひとりがここちよく暮らせる「あおもり」をつくる仕組みとそれぞれの役割】

- 市町村は、住民に身近な自治体であり、市町村の取り組みの成果はすぐに住民に届くため、**ユニバーサルデザインの考え方をさまざまな施策に取り入れるほか、住民の参画による施策づくりを積極的に進めていく**ことが求められると示されている。

(7) 六ヶ所村耐震改修促進計画（令和元年 12 月）

【村有建築物の耐震化の状況】

- 村が所有する建築物については、耐震診断を実施して耐震補強の必要性を確認しており、必要な建物は耐震補強を実施していると示されている。

3.1.2 敷地選定に係る計画

新庁舎の建設地に関する上位計画を以下に示す。

(1) 新むつ小川原開発基本計画（平成 19 年 5 月）

【土地利用想定】

- ・ 研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開、さらには新たな生活環境の整備のための用地としては、概ね次のように想定するが、具体的な土地利用に当たっては、開発の展開を踏まえつつ対応すると示されている。

【ア研究開発機能展開エリア】

〔弥栄平一部地区、沖付一部地区、鷹架地区、幸畑・新納屋地区〕

- ・ 鷹架沼の南北に位置する地区は、多様な研究開発ニーズへの対応を考慮し、環境、エネルギー及び科学技術分野における研究開発機能の展開エリアとすると示されている。

【イ産業立地展開エリア】

〔弥栄平一部地区、大石平地区、平沼地区、天ヶ森地区〕

- ・ 弥栄平一部地区及び大石平地区には、現在、国家石油備蓄基地や原子燃料サイクル施設のほか、風力発電施設、液晶関連企業などが立地しており、これらの集積やこれらとの連携のメリットを考慮し、成長産業等の立地展開エリアとすると示されている。
- ・ 平沼地区及び天ヶ森地区については、一団の土地確保の容易性などを勘案し、長期的視点に立って大規模な土地利用を必要とする産業の立地展開エリアとすると示されている。

【ウ生活環境整備エリア】

〔尾駒地区、沖付一部地区〕

- ・ 尾駒地区（尾駒レイクタウン）には、現在、立地企業の社宅、商業施設、文化施設などが立地し、市街地が形成されており、同地区と沖付一部地区との機能連携や一体性を考慮し、生活環境の整備エリアとすると示されている。

(2) 六ヶ所都市計画区域マスタープラン（令和 3 年 7 月）

都市づくりの基本理念

●多角的な産業集積の拠点形成

- ・ むつ小川原開発地区は、(中略) 環境、エネルギー及び科学技術分野における研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開を図るとともに、森と湖に囲まれたアメリカあふれる新たな生活環境を整備し、多様な機能を併せ持つ、世界に貢献する新たな「科学技術創造圏」の形成を進める。

●豊かな自然を活用した生活環境の整備

- ・ 区域内の多くは丘陵地であるが、尾駒沼、鷹架沼、市柳沼等の内水面も多く、太平洋とも接するなど特徴ある自然環境を有しております、それらを活かした総合公園、下水道の整備等、快適な生活環境の形成を図る。

(3) 六ヶ所村都市計画マスターplan（平成 20 年 4 月）

【尾駒・沖付地域】

- ・ 尾駒・沖付地域は本村の中心地区の形成と人口集積により、活力ある生活拠点としての六ヶ所の未来を創る中心市街地を目指すと示されている。
- ・ 地域の将来像は「躍進・発展の活力拠点 六ヶ所の未来を創る中心市街地」と設定されている。

【弥栄平・鷹架地域】

- ・ 弥栄平をはじめとする産業開発エリアは、できる限り将来市街地像を明確にして積極的な企業誘致と安全・快適な産業環境づくりを目指すと示されている。
- ・ 地域の将来像は「自然と調和し未来を拓く 安全・快適な新産業ゾーンの形成」と設定されている。

(4) 六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対策編）（平成 31 年 2 月）

【原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲】

- ・ 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下、「原子力災害対策重点区域」という。）については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものと示されている。
- ・ この考え方及び青森県の原子力施設の立地状況を踏まえ、本村において対象とする原子力施設及び対象とする原子力施設に係る原子力災害対策重点区域は、次表のとおり示されている。

施設区分	対象施設名	市町村の区分	原子力災害対策重点区域		
			P A Z	U P Z	地域
再処理施設	日本原燃株式会社 原子燃料サイクル施設	所在市町村	なし	施設からおおむね 半径 5 km	尾駒レイクタウン、尾駒浜、野附、尾駒、老郷川、 富ノ沢、二又、第三二又、第四雲雀平、弥栄平、戸領、 室ノ久保、鷹架
	・再処理工場		なし	施設からおおむね 半径 1 km	弥栄平
MOX燃料加工施設	・MOX燃料工場	所在市町村	なし	なし	なし
	・ウラン濃縮工場		なし	なし	なし
廃棄物理設施	・低レベル放射性廃棄物 埋設センター	所在市町村	なし	なし	なし
	・高レベル放射性廃棄物 貯蔵管理センター		なし	なし	なし
使用施設	(公財)核物質管理センター 六ヶ所保障措置分析所	所在市町村	なし	なし	なし
発電用原子炉施設	東北電力株式会社 東通原子力発電所	要係周辺市町村	施設からおおむね 半径 5 km	—	なし
			—	施設からおおむね 半径 30 km	泊、石川、出戸、尾駒レイクタウン、尾駒浜、野附、尾 駒、老郷川、富ノ沢、二又、第三二又、第四雲雀平、弥栄 平、戸領、室ノ久保、千尋、新納屋、鷹架

表 原子力災害対策重点区域

(5) 六ヶ所村地域防災計画（風水害等・地震・津波災害対策編）（平成31年2月）

【津波災害対策】

- 行政関連施設、要配慮者に関する施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、津波による浸水の危険性の低い場所への誘導について配慮すると示されている。
- なお、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとするよう示されている。

(6) 北部上北三町村国土強靭化地域計画（令和3年3月）

【目標3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること】

リスクシナリオ：行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

- 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、行政庁舎や公共建築物・インフラ施設等の耐震化・老朽化対策、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定・見直しを行うとともに、県内・県外との広域連携体制の構築等を図る。

3.2 新庁舎の目指す姿・基本理念及び基本方針

目指す姿：『未来をともに創り、世界とつながる六ヶ所村』

目指す姿には、急速に発展を遂げる DX※（デジタルトランスフォーメーション）の効果的な活用により次世代のライフスタイルに適応した行政サービスの実施を可能とともに、庁舎機能だけでなく変わりゆく社会やニーズに対応可能となる機能の拡張性を重視した新庁舎の整備を目指す思いを込めた。

また、エネルギー技術の集積地として世界中から集まる研究者を温かくもてなし六ヶ所村の魅力を発信する、そんな六ヶ所村の拠点となる庁舎の実現を表している。

六ヶ所村新庁舎建設に向けて村民意見を幅広く得るために実施した村民アンケート及び村民ワークショップでは、新庁舎へ求める要素として、未来の世代のことを考えた庁舎整備、ICT技術の利活用、国際交流の場として整備等といった意見が寄せられた。

表 3-1 基本理念と基本方針

基本理念	基本方針
あらゆる災害に備え、防災の拠点となる庁舎	①防災拠点機能を充実させた庁舎 ②災害に強い庁舎
まちづくり拠点となり、人々が集い憩う庁舎	①住民サービスの充実を目指した庁舎 ②住民に開かれた庁舎
効率性が高く、未来を見据えた庁舎	①高度情報化に対応できる庁舎 ②環境にやさしい庁舎 ③行政事務を効率的に行うための機能を持った庁舎 ④機能的な議会運営を可能とする庁舎

※DXとは

デジタルトランスフォーメーションの略称。ICT技術を活用し、人々の生活やビジネスをより良いものへと変革させるという概念。総務省の「自治体DX推進計画概要」では、自治体におけるDX推進の意義として、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。自治体においては、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められる。

4. 新庁舎に求められる機能

新庁舎は、六ヶ所村の将来を見据え、村民にとって分かりやすく、使いやすい場であることが求められる。

また、防災・災害対策拠点施設としての十分な耐震性と安全性を確保するとともに、現庁舎が抱える多様な課題の解決を図り、総合的な住民サービスを提供できる施設でなければならないことから、新庁舎建設における基本的な考え方を次のとおりとする。

なお、具体的な建設に至るまでには、新庁舎建設検討委員会や若手役場職員の意見等についても反映できる組織体制を構築するとともに、全国各地の先進事例を調査しながら、新庁舎に必要とされる基本的事項を整理する。

4.1 庁舎機能

4.1.1 防災拠点機能を充実させた庁舎

大規模地震時でも建物が倒壊せず、庁舎の機能・役割を継続できる十分な耐震性を確保し、災害時には迅速に災害対策本部を設置し、「災害情報の迅速な収集・把握」、「救助活動や復旧活動への支援」、「関係機関とのスムーズな連携を図る」ことができる、災害対策の拠点となる庁舎を目指す。

また、非常時におけるライフラインの確保が可能な非常電源などのバックアップ機能を構築する。

4.1.2 災害に強い庁舎

地震・津波・土砂災害をはじめとする自然災害に加え、原子力災害時においても外的要因による影響を最小限にする強靭な庁舎を目指す。

また、非常時の体制に迅速に対応できるフレキシブルな空間確保や自然通風・換気機能の確保、職員及び来庁者が過密とならないゆとりある空間確保等、新型コロナウイルス等の感染症対策を十分に実施できる庁舎を目指す。

4.1.3 住民サービスの充実を目指した庁舎

村民の誰もが利用しやすい庁舎にするため、庁内のバリアフリー化の積極的な推進とユニバーサルデザインの導入などにより、障がい者や高齢者、外国人など多様な利用者に配慮した庁舎を目指す必要がある。

また、用件がワンフロア内で完結できる回遊性の高い総合窓口（ワンストップサービス）を目指す。

4.1.4 高度情報化に対応できる庁舎

将来の情報化を見据え、対応可能な情報管理体制の構築を行うとともに、サーバー等の重要度の高い情報機器は、災害等に配慮した安全な設置環境を目指す。

また急速に発展を遂げる DX の効果的な活用により次世代のライフスタイルに適応した行政サービスを可能とするとともに、庁舎機能だけでなく変わりゆく社会やニーズに対応可能となる機能の拡張性を重視した新庁舎の整備を目指す。

4.1.5 環境にやさしい庁舎

LED照明や太陽光パネルなどの利用による省エネ型庁舎として、庇の設置や屋根の断熱化による熱負荷の抑制、自然採光・自然通風システム等を利用し、長期的な維持管理費の縮減を図るとともに、地球環境にやさしい庁舎を目指す。

4.1.6 住民に開かれた庁舎

来庁者が気軽に利用し、憩うことのできる休憩スペースを配置するとともに、売店や食堂などの気軽に利用しやすい施設を併設することで、住民にとって利便性が高い、住民に開かれた庁舎を目指す。

4.1.7 行政事務を効率的に行うための機能を持った庁舎

法律改正等による組織改編などにも柔軟に対応できる執務スペースや、打合せなどができる作業スペースを確保するとともに、多様な会議に対応できる可変型の会議室の設置と、書庫及び倉庫の適切な配置を目指す。

また、今後、移譲事務やA I ・ R P Aの導入の検討と併せ、その必要なスペースを確保する。

4.1.8 機能的な議会運営を可能とする庁舎

議場内のバリアフリー化を推進し、利用者（職員・議員・傍聴者）が支障なく利用できる環境を目指すとともに、各種会議スペースの確保と図書室等の充実を図る。

4.2 導入が想定される複合機能

新庁舎整備と併せて、既存の公共施設や民間施設を庁舎内外で複合化することで公共施設の効率的な維持管理や村民サービスの向上等の効果が考えられる。

複合化が想定される機能を以下に示す。導入に向けては、今後の基本計画を検討する中で、本村の意向や村民ニーズなどを考慮して具体的に検討する。

4.2.1 公共施設

- ア) オフサイトセンター
- イ) ミニPR館（エネルギーパーク施設関係）
- ウ) 中央公民館機能のうちの必要な機能（中央公民館を建設しない場合）
- エ) 消防署
- オ) 交番
- カ) 健診スペース機能（保健相談センター）など

4.2.2 民間施設

- ア) ホテル
- イ) アパート・マンション
- ウ) コンビニ
- エ) 喫茶店
- オ) 貸事務所
- カ) 銀行・郵便局など
- キ) 食堂・子ども食堂など

5. 新庁舎の規模

5.1 新庁舎の規模

庁舎整備の規模の算定の指標については、以下のとおり設定する。

(1) 想定職員数

令和3年4月1日現在の村職員のうち、「おぶらこども園」、「泊保育所」、「千歳平診療所」、「保健相談センター」、「六ヶ所消防署」を除く正職員数は、154人、正職員以外の職員数は、40人である。

今後、定員適正化計画及び行政改革等で検討することで、適正な職員数と新庁舎に配置する課等についても検討することとしている。

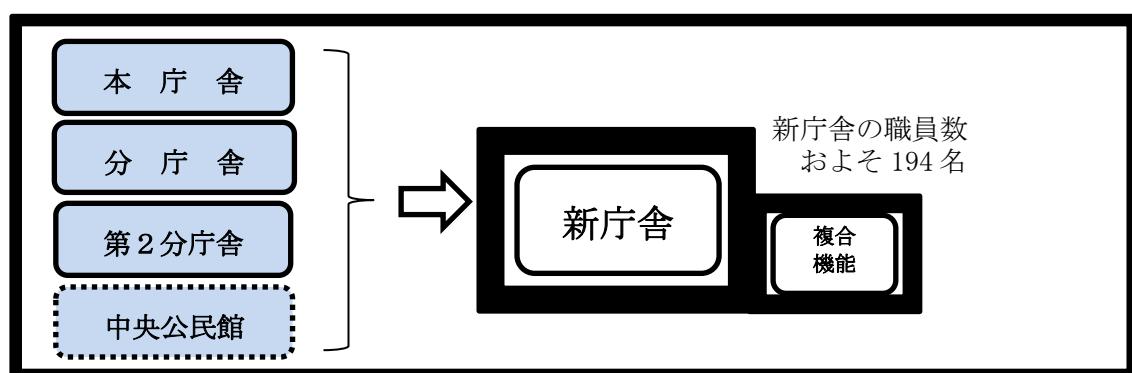
なお、現時点での職員数については、令和3年4月1日現在の職員数とする。

(2) 想定議員数

村議会の議員数は「六ヶ所村議會議員の定数を定める条例」に定める16人とする。

(3) 新庁舎整備案の検討

現在の敷地内には、本庁舎、分庁舎、第2分庁舎、中央公民館がある。新庁舎の整備にあたっては、改めて必要となる機能を整理した上で適正な規模を設定する。



なお、新庁舎に併設する複合機能等については、基本計画の段階で詳細に検討し盛り込むこととする。

5.2 新庁舎の面積

新庁舎の面積の算定は、総務省が起債の許可にあたり設けた「起債許可標準面積算定基準」及び国土交通省が官庁施設の営繕計画を実施するための基準として制定した「新営一般庁舎面積基準」並びに「役場機能緊急保全事業」による算出方法がある。

なお、本村の庁舎建設に当たっては、積立金を活用することから、算出された数値はあくまで参考値とする。

(1) 起債許可標準面積算定基準に基づく算定

この基準は、かつて総務省が起債を許可するために設けた制度であり、想定職員数をもとに事務室、会議室、倉庫等の最低限の基準面積を算定するものである。

また、議場等については、想定議員数をもとに面積を算定する。

なお、この標準面積及び単価等に基づく庁舎の「起債許可標準面積算定基準」は、平成23年度に廃止されたが、算定に当たっては、何らかの根拠が必要となることから、多くの市町村が参考にしている。

1) 「起債許可標準面積算定基準」に基づく標準面積

起債許可標準面積算定基準に基づき算定した面積は以下のとおりである。

表 5-1 起債許可標準面積算定基準に基づく標準面積

区分	職員数 (人)	換算 係数	基準面積	算出面積 (m ²)	
事務室	特別職	3	12	4.5 m ² ×人	162
	課長職	16	2.5		180
	課長補佐及びGM	34	1.8		275.4
	一般職（技師）	0	1.7		0
	一般職等	141	1		634.5
	小計	194			1,251.9
倉庫	事務室の面積×13%				162.7
付属面積	会議室、便所、洗面室、その他（職員数×7.0 m ² ）				1,358
玄関室等	（事務室+倉庫+付属面積）×40%				1,109
議会関係	議場・委員会室・議員控室など（議員数×35.0 m ² ）				560
	合計				4,441.6

※ 一般職等には、会計年度職員、任期付短時間職員、再任用職員等が含まれる。

※ 算出面積の値は、小数点第2位を四捨五入。

2) 「起債許可標準面積算定基準」面積に加えて必要となる面積

1) で求めた標準面積には、災害対策機能や住民の利便性への対応は考慮されておらず、実情にあった規模の調整が必要となるが、現時点では、詳細な必要面積の算定が困難であるため、基本計画においては、他の自治体の建設事例等を基に算定することとする。

(2) 「新営一般庁舎面積基準」に基づく算定

この基準は、国土交通省及び地方整備局が官庁施設の營繕計画を実施するための基準として制定したもので、関係省庁連絡会議で決定した統一基準である。

新営一般庁舎面積基準に基づき算定した面積は次のとおりである。

表 5-2 新當一般庁舎面積基準に基づく算定面積

区分	職員数 (人)	換算 係数	基準面積	算出面積 (m ²)	
事務室	特別職	3	18	3.3 m ² × 1.1 (10%増) 3.63	196.0
	課長職	16	5		290.4
	課長補佐及びGM	34	2.5		308.6
	主査	35	1.8		228.7
	一般職等	106	1		384.8
	小計	194			1,408.5
会議室	職員100人当たり40m ² 、10人増すごとに4 m ² ×1.1			79.6	
倉庫	事務室の面積×13%（文書保管庫は別途）			183.1	
電話交換室	休憩室等含む			40	
湯沸し室	標準最大			13	
受付	最小値			6.5	
便所・洗面所	職員数150人以上			62.1	
医務室	職員数100人以上150人未満			55	
売店	職員数150人以上			16.5	
食堂・喫茶店	職員数100人以上150人未満			75	
機械室	冷暖房の場合			176	
電気室				61	
自家発電室				29	
交通部分	玄関・廊下など 執務室+付属施設×0.4			882.1	
議会関係諸室	議員定数×35.0			560	
	その他の小計			2,238.9	
合 計				3,647.4	

※ 一般職等には、会計年度職員、任期付短時間、再任用等が含まれる。

※ 算出面積の値は、小数点第2位を四捨五入。

(3) 役場機能緊急保全事業に基づく算定

昭和 56 年以前に建設された耐震化が未実施の市町村の庁舎を建替えさせるために平成 29 年度に創設され、平成 32 年度までの 4 年間で同意を得られた場合に地方債の元利償還金の 30 パーセントが基準財政需要額に参入されるもので、当事業における標準面積の算定は、入居職員数×35. 3 m²とされていることから、6,848.2 m²となる。

(4) 新庁舎の必要面積

新庁舎の面積は、庁舎単体として延床面積 3,647~7,408 m²程度と想定される。

表 5-3 各算出方法による新庁舎の必要面積

	総務省 庁舎起債基準面積	国交省 新営一般庁舎面積	役場機能緊急保全事業
執務面積	1,251.9	1,408.5	6,848.2
付属面積等	2,629.7	1,678.9	
議場等	560	560	560
合計	4,441.6	3,647.4	7,408.2

※ 算出面積の値は、小数点第2位を四捨五入。

5.3 駐車場面積の算定

候補地の選定にあたっては、必要な駐車場面積も選定材料のひとつとなるが、駐車場の場合、平面だけではなく、立体駐車場や地下駐車場を選択する可能性もあり、候補地の検討に直結するものではないと考えられるが、ここでは、平面で駐車場を設けると仮定した場合に必要となる面積の試算を行うこととする。

(1) 駐車スペース

「道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）」には、駐車ますを定める場合、奥行きについては「5m」、幅については「2.5m」を標準としているところが多いようであることから、1台あたりの必要面積を幅2.5m×奥行き5m=12.5m²とする。

また、必要な駐車場面積としては、車路等も含まれるため、このことを考慮して1台あたり25.0m²として駐車場面積を算定する。

(2) 必要な駐車台数

1) 公用車駐車場

公用車台数は、令和2年3月時点で33台である。

これについては、車庫内への駐車を検討することとする。

2) 来庁者用駐車場

現在、本庁舎において駐車可能な台数は、庁舎前41台と多目的広場32台の計73台となっている。

自家用車での来庁者台数の想定については、建設候補地の位置や公共交通機関、周辺道路の状況により変化があることから、現在同様の「73台」で想定することとする。

3) 職員駐車場

現在、職員で自動車通勤しているのは、職員数の約9割程度であるが、建設場所によっては全職員が自動車通勤となる可能性があるので、職員数と同数とする。

(3) 必要な駐車場面積

試算として、車路等を含めた1台あたりの必要面積を、全て「(1) 駐車スペース」で想定した 25.0 m^2 とした場合、必要とされる駐車スペースは次のとおりとなる。

表 5-4 必要な駐車場面積

	必要台数（台）	必要面積（m ² ）	備考
公用車駐車場	33	825	令和2年3月時点
来庁者駐車場	73	1,825	
職員駐車場	194	4,850	
合計	300	7,500	

5.4 敷地面積

新庁舎を整備する際の面積は、庁舎建設に必要な面積及び駐車場スペースに加え、様々な機能を兼ね備える必要がある。また、庁舎移転にあわせて、新庁舎を核として新たな機能を持たせるなどの将来的な拡張が可能となる面積を確保することも重要である。

庁舎及び消防等複合機能の建物・駐車場・その他外構・緑地面積を含め、かつ将来的な拡張性を考慮して敷地面積 $30,000\text{ m}^2$ 程度を確保する。

6. 新庁舎の位置

6.1 新庁舎の建設場所

新庁舎の建設場所については、次の要件を備えた場所が相応しいと考える。

- ① 庁舎への道路や公共交通を活用した移動手段があり、利用者が容易に来庁できること。
- ② 村内の各所への移動時間に大きな差がなく、各災害時においても、村民の避難や支援にあたって対策を講じやすい場所であること。
- ③ 都市計画との整合性により、道路・公園・住宅地とのバランスが図られること。
- ④ 関係機関（国・県・民間企業等）との連携が容易であること。
- ⑤ 共有地等が存在せず、用地買収が容易であること。
- ⑥ その他、次の事項について検討する必要がある。

i 津波災害

六ヶ所村津波・高潮ハザードマップによる浸水区域及び要避難区域

ii 原子力災害

東通原子力発電所及び六ヶ所再処理工場のUPZ

iii 石油コンビナート火災等の災害

石油コンビナート計画に基づく災害の影響を及ぼす範囲

iv 土砂災害

土砂災害ハザードマップによる土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

v 洪水

高瀬川及び小川原湖の増水等を想定した洪水ハザードマップの浸水区域及び村内の小河川の氾濫の想定

なお、i～vの要件については、各々の災害に対する一定の対策を講じることで、建設が可能となる場合もある。

表 6-1 災害種別ごとの適地条件等

災害種別	主な事項	適地の条件等
津波災害	青森県東方沖でマグニチュード9.1の地震が発生し、約12mの津波が地震発生から20分後に到達することが想定されている。	標高13m以上
原子力災害	UPZの範囲は、東通原子力発電所から30km、六ヶ所再処理工場から5kmとされている。	新納屋地区及びろっかぽっか周辺以南
石油コンビナート災害	石油コンビナート火災を想定した災害アセスメント調査においては、住民避難の必要がないとされている。	むつ小川原石油備蓄基地周辺以外
土砂災害	集中豪雨によるがけ崩れ、土石流、地すべりなどを想定し、危害が及ぶ範囲が示されている。	急傾斜地周辺及びその下方以外
洪水	防波堤の決壊を想定した浸水予測結果のほか、青森県及び村管理河川も同様。	河川の防波堤より高い位置

6.2 建設候補地

新庁舎の建設位置選定の対象を以下の7地区とする。これらの地区について評価項目を定め、比較検討を行う。

A～G地区	全体図	図 6-1
A地区	現本庁舎	図 6-2
B地区	現本庁舎西側	図 6-2
C地区	尾駿レイクタウン	図 6-2
D地区	尾駿レイクタウン北地区北側	図 6-2
E地区	出戸地区地域交流ホーム周辺	図 6-3
F地区	ろっかぽっか周辺	図 6-4
G地区	弥栄平地区西側	図 6-5



図 6-1 全体図

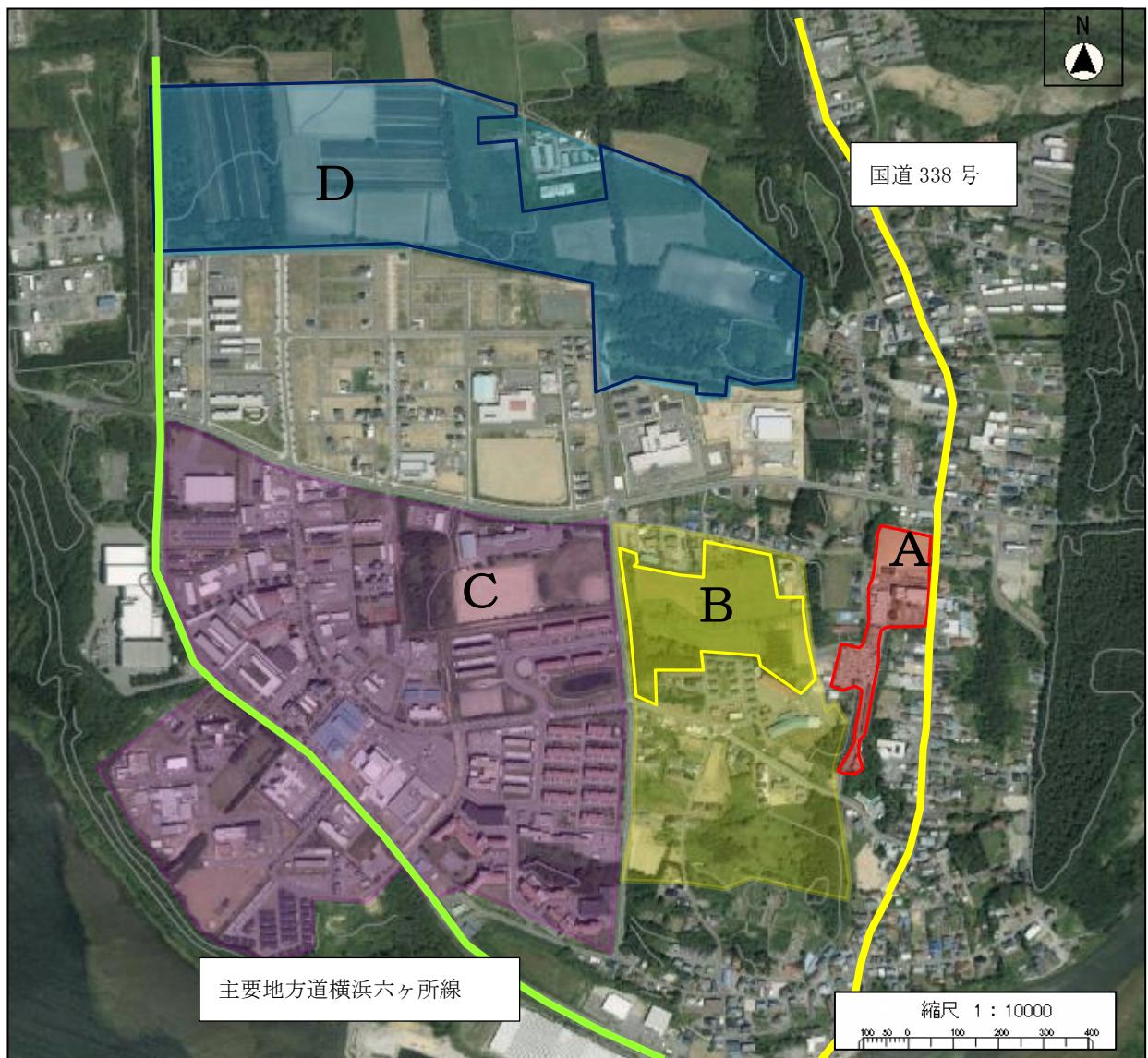


図 6-2 候補地選定の対象地位置図（尾駒地区）

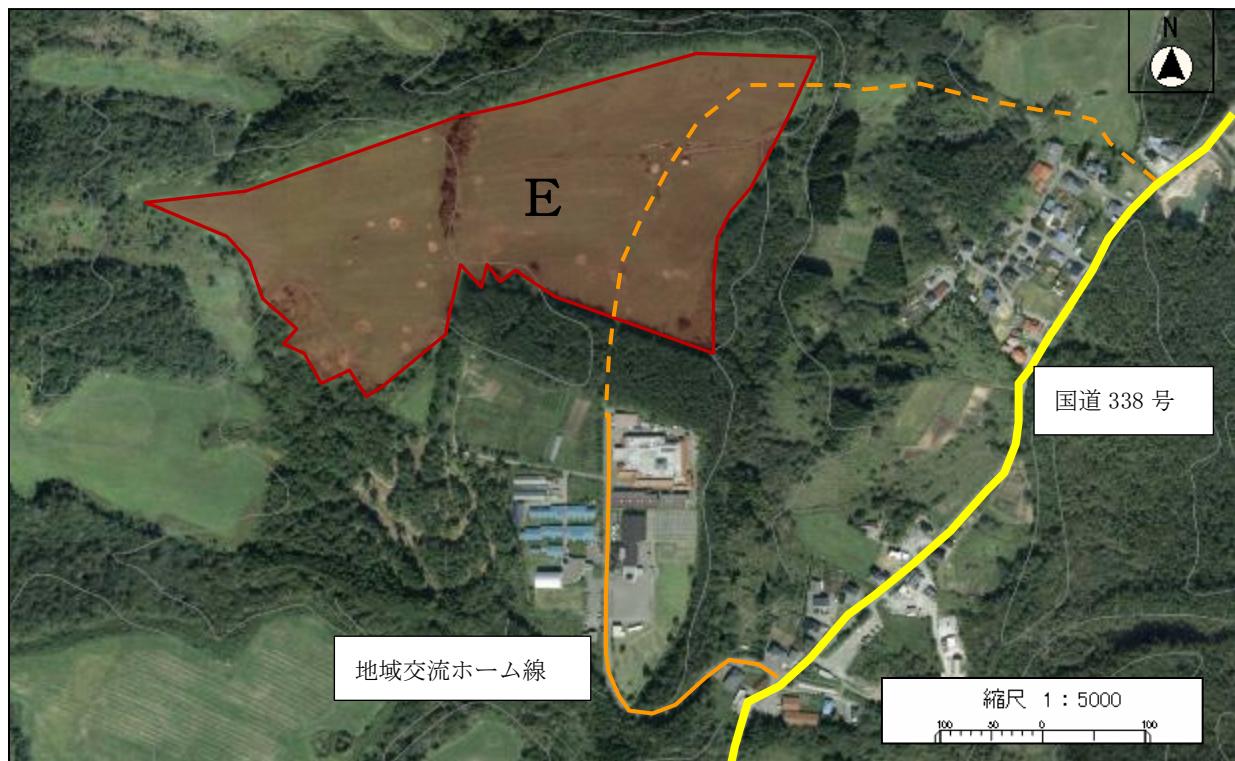


図 6-3 候補地選定の対象地位置図（出戸地区）



図 6-4 候補地選定の対象地位置図（ろっかぼっか周辺地区）

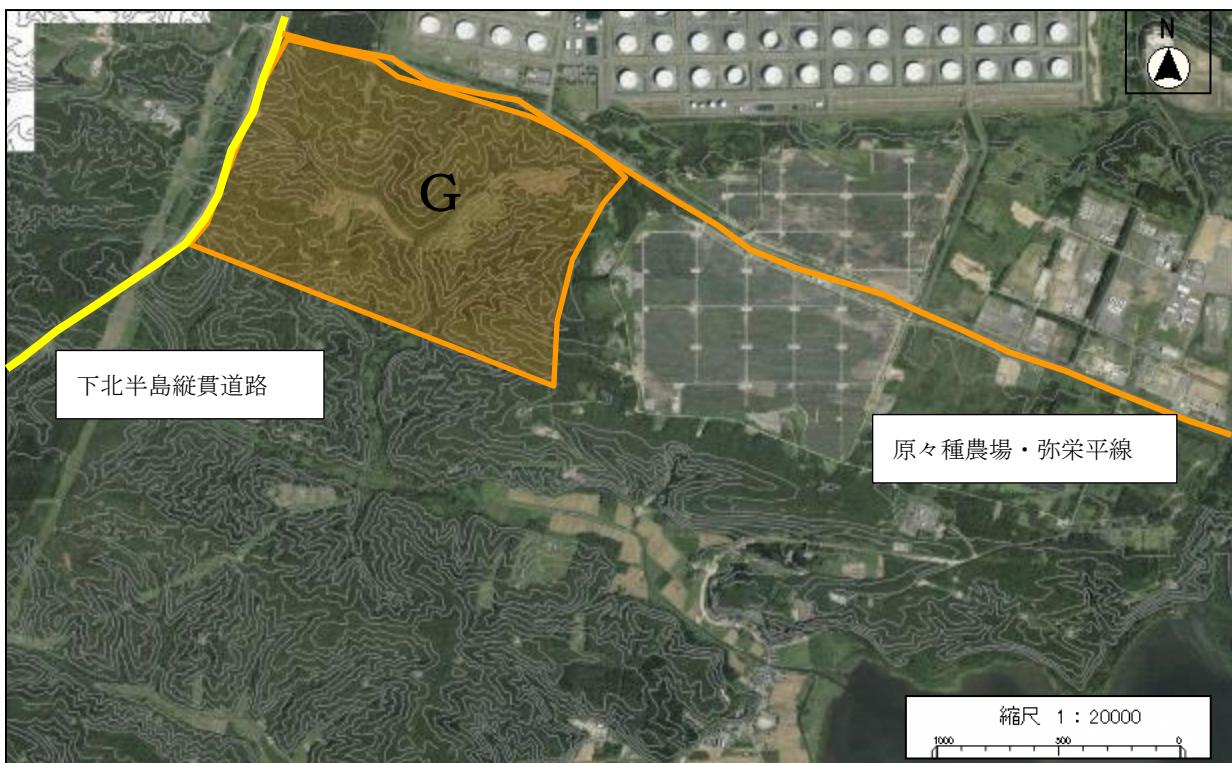


図 6-5 弥栄平地区西側

- 国道
- 県道
- 村道

6.3 評価手法及び評価項目の設定（7候補地）

6.3.1 評価の重要度設定

候補地を絞り込むにあたりアンケート及びワークショップの結果や基本理念、基本方針を踏まえて評価項目及び重要度を設定した。

各評価項目について、アンケート及びワークショップの結果や基本理念、基本方針を踏まえた重要度を設定する。

- ・ 3段階の「A」、「B」、「C」で評価項目ごとに重み付けを設定
- ・ A：評価点の3倍、B：評価点の2倍、C：評価点の1倍

各評価項目の重要度を設定するにあたり、以下の3点を重視した。重要度への反映は表2に示す通りである。

- ① 新庁舎建設に当たっての必須条件
- ② 検討委員会委員の意見や村民アンケートなどにおいて、重要視する意見が多かったもの
- ③ 基本理念

表 6-2 重要度設定の考え方

重要度	①新庁舎建設の必須条件	②重要視する意見の量	③基本理念
A	○	多い	○
B	×	比較的多い	×
C	×	少ない	×

A：下記[]内のいずれかに当てはまるもの

[①に当てはまるもの、②の意見の多かったもの、③を踏まえるもの]

B：①③に当てはまらないもの、②の意見が比較的多かったもの

C：①③に当てはまらないもの、②の意見が少なかったもの、

それぞれの候補地の条件が同じであって、重要度を付けても採点に差が生じないもの
上記を踏まえ、各評価項目及びそれぞれの重要度を示す。

表 6-3 評価項目及び重要度

評価項目	重要度	設定理由
(1) 庁舎へのアクセス	A	② 検討委員会の意見や村民アンケート等において、重要視する意見が多く寄せられたため
(2) 法規制(都市計画の指定状況)	A	① 新庁舎建設に当たっての必須条件のため (庁舎設置の可否に係るため)
(3) 関係機関(国・県・民間企業等)施設立地状況	B	② 検討委員会の意見や村民アンケート等において、重要視する意見が比較的多く寄せられたため(中程度)
(4) 災害特性	A	① 新庁舎建設に当たっての必須条件のため ② 村民アンケート等において、重要視する意見が多く寄せられ、検討委員会委員から重要視する発言もあったため ③ 基本理念「あらゆる災害に備え、防災の拠点となる庁舎」を踏まえて設定
(5) 敷地面積の確保	C	候補地Cを除き、いずれの候補地も必要面積が確保可能なため
(6) 庁舎を核とした村の発展性	A	② 検討委員会委員から重要視する発言もあったため ③ 基本理念「効率性が高く、未来を見据えた庁舎」を踏まえて設定
(7) 村民の憩いの場	A	④ 村民アンケート等において、重要視する意見が比較的多く寄せられたため ⑤ 基本理念「まちづくり拠点となり、人々が集い憩う庁舎」を踏まえて設定
(8) 施工条件	C	いずれの候補地も一定の敷地面積が確保されており、施工上の制約が少なく、それぞれの候補地による差がないため

6.3.2 評価点について

各評価項目について、「○、△、×」のそれぞれに点数を設定する。

- ・ ○：評価項目の条件を満たしている
 - ・ △：対策を講じることで評価項目の条件を満たす
 - ・ ×：評価項目の条件を満たしていない
- ⇒ ○：2点、△：1点、×：0点

表 6-4 重要度ごとの評価点

評価	重要度		
	A	B	C
○	6点	4点	2点
△	3点	2点	1点
×	0点	0点	0点

6.3.3 評価項目の一覧とその内容

評価項目の一覧とそれぞれの重み付け、具体的な評価内容を以下に示す。

表 6-5 評価項目一覧とその内容

評価項目	具体的な評価内容	評価基準	重要度
(1) 庁舎へのアクセス	①国道や県道に面しているか	○：国道・県道に面している △：— ×：国道・県道に面していない	A
	②利用者が容易に来庁できるか（公共交通等）	○：至近にバス路線の停留所がある △：— ×：至近にバス路線の停留所がない	
	③村内の各所への移動時間に大きな差がないか	○：各所への車での移動時間が 30 分未満 △：— ×：各所への車での移動時間が 30 分以上	
	④村のゲートウェイとしてふさわしい場所か	○：外部アクセス、観光地との接続性が良い △：いずれかは満たしている ×：外部アクセス、観光地との接続性が悪い	
(2) 法規制	都市計画の指定状況	○：市街化区域内 △：市街化調整区域内 ×：—	A
(3) 関係機関（国・県・民間企業等）施設立地状況	周辺の施設立地状況から周辺への影響を評価	○：周辺に公共施設等が充実している △：ある程度公共施設等が立地している ×：周辺には公共施設等が無い	B
(4) 災害特性	①津波災害	下記区域の指定状況から評価 六ヶ所村津波・高潮ハザードマップによる ・浸水区域 ・要避難区域	○：各区域に含まれていない △：軽微なエリア調整で各区域外にできる ×：各区域に含まれている
	②原子力災害	下記区域の指定状況から評価 ・東通原子力発電所のUPZ ・再処理工場のUPZ	○：各区域に含まれていない △：— ×：各区域に含まれている
	③石油コンビナート災害	下記区域の指定状況から評価 ・石油コンビナート計画に基づく災害の影響を及ぼす範囲	○：影響範囲に含まれていない △：軽微なエリア調整で影響範囲外にできる ×：影響範囲に含まれている
	④土砂災害	下記区域の指定状況から評価 土砂災害ハザードマップによる ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	○：各区域に含まれていない △：軽微なエリア調整で各区域外にできる ×：各区域に含まれている
	⑤洪水	下記区域の指定状況から評価 高瀬川及び小川原湖の増水等を想定した ・洪水ハザードマップの浸水区域 ・村内小河川の氾濫の想定	○：各区域に含まれていない △：軽微なエリア調整で各区域外にできる ×：各区域に含まれている
(5) 敷地面積の確保	①敷地面積	基本構想（案）「5. 新庁舎の規模」で算出した敷地面積（30,000m ² 程度）を参考として、確保できる面積を評価 ※30,000m ² 以上の面積が確保できるか	○：必要面積を確保できる △：— ×：必要面積を確保できない
	②所有者		○：村有地のみ △：複数の所有者がいるため調整が必要 ×：—
(6) 庁舎を核とした村の発展性	まちづくり拠点としての拡張性	村の新たな発展を見込んで庁舎周辺に新しい施設整備が可能な敷地か	A
(7) 村民の憩いの場	多様な世代の村民が集い、くつろげる空間	日常的に村民が集い、多世代が交流し、寛げる憩いの場としてふさわしい環境か ・候補地周辺のレクリエーション等に係る施設の立地状況	O：憩いの場に相応しい環境である（周辺に憩いの場がある場合を含む） △：工夫次第で憩いの場とすることは可能 ×：憩いの場には適していない
(8) 施工条件	新庁舎の建設に伴う施工性や周辺環境	敷地造成や平地の確保、工事車両動線の確保、周辺環境との調和など	C

6.4 7候補地の評価結果

7候補地における評価結果は以下の通りである。

評価項目	重要度	候補地A (現庁舎)			候補地B (現本庁舎西側)			候補地C (尾駒レイクタウン)			候補地D (尾駒レイクタウン北地区北側)															
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数													
(1) 庁舎へのアクセス		A			B			C			D															
①国道や県道等に面しているか																										
②利用者が容易に来庁できるか（公共交通等）																										
③村内の各所への移動時間に大きな差がないか																										
④村のゲートウェイとしてふさわしい場所か																										
(2) 法規制																										
都市計画の指定状況																										
(3) 関係機関（国・県・民間企業等）施設																										
(4) 災害特性																										
①津波災害																										
②原子力災害																										
③石油コンビナート災害																										
④土砂災害																										
⑤洪水																										
(5) 敷地面積の確保																										
①敷地面積																										
②所有者																										
(6) 庁舎を核とした村の発展性																										
まちづくり拠点としての拡張性																										
(7) 村民の憩いの場																										
村民が集い、くつろげる空間																										
(8) 施工条件																										
新庁舎の建設に伴う施工性や周辺環境																										
総合評価点		63			59			55			63															
順位		1			4			6			1															

評価項目	候補地E (出戸地区地域交流ホーム周辺)			候補地F (ろっかぽっか周辺)			候補地G (弥栄平地区西側)		
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価
(1) 庁舎へのアクセス									
①国道や県道等に面しているか	村道にしか面していない。	×	0	国道（394号）に面している。	○	6	国道（下北半島縦貫道路）に面している。	○	6
②利用者が容易に来庁できるか（公共交通等）	周辺にバス停（下北交通）がある。	○	6	周辺にバス停がない。	×	0	周辺にバス停がない。	×	0
③村内の各所への移動時間に大きな差がないか	・現本庁舎 ⇒9分 ・泊出張所 ⇒14分 ・平沼出張所 ⇒23分 ・千歳平出張所⇒29分 各所へ30分以内の移動が可能。	○	6	・現本庁舎 ⇒12分 ・泊出張所 ⇒26分 ・平沼出張所 ⇒10分 ・千歳平出張所⇒13分 各所へ30分以内の移動が可能。	○	6	・現本庁舎⇒15分 ・泊出張所⇒27分 ・平沼出張所⇒20分 ・千歳平出張所⇒20分 各所へ30分以内の移動が可能。	○	6
④村のゲートウェイとしてふさわしい場所か	外部アクセスは村道のみ面しており、村の中心地から離れているため観光地との接続もよくない。	×	0	外部アクセスは村道のみ面しており、村の中心地から離れているため観光地との接続もよくない。	○	6	外部アクセスは国道に面しており良い、村の中心地から離れており観光地との接続もよくない。	△	3
(2) 法規制									
都市計画の指定状況	市街化調整区域	△	3	市街化区域（工業用専用地域）	○	6	市街化調整区域	△	3
(3) 関係機関（国・県・民間企業等）施設	・六ヶ所村地域交流ホーム が立地している。	△	2	・ろっかぽっか ・六旬館 が立地している。	△	2	・むつ小川原石油備蓄（株） が立地している。	△	2
(4) 災害特性									
①津波災害	指定なし	○	6	指定なし	○	6	指定なし	○	6
②原子力災害	・東通UPZ圏内 ・六ヶ所再処理UPZ圏外	×	0	・東通UPZ圏内 ・六ヶ所再処理UPZ圏内	×	0	・東通UPZ圏内 ・六ヶ所再処理UPZ圏内	×	0
③石油コンビナート災害	指定なし	○	6	指定なし	○	6	指定なし	○	6
④土砂災害	指定なし	○	6	指定なし	○	6	指定なし	○	6
⑤洪水	指定なし	○	6	指定なし	○	6	指定なし	○	6
(5) 敷地面積の確保									
①敷地面積	719,314m ²	○	2	124,456m ²	○	2	約1,553,836m ²	○	2
②所有者	村	○	2	村、新むつ小川原（株）	△	1	国	△	1
(6) 庁舎を核とした村の発展性									
まちづくり拠点としての拡張性	余剰面積があり、確保可能なスペースあるが、造成が必要。	△	3	余剰面積があり、確保可能なスペースあるが、造成が必要。	△	3	余剰面積があり、確保可能なスペースあるが、造成が必要。	△	3
(7) 村民の憩いの場									
村民が集い、くつろげる空間	周辺にレクリエーション等に係る施設はない。	△	3	周辺に公園や民間入浴施設がある。	○	6	周辺にレクリエーション等に係る施設はない。	△	3
(8) 施工条件									
新庁舎の建設に伴う施工性や周辺環境	高低差があり、造成工事が必要となる。 村道にしか面しておらず工事車両動線も確保しにくい。	×	0	高低差があり、造成工事が必要となる。 国道に面しており、工事車両動線は確保やすい。	△	1	高低差があり、造成工事が必要となる。 国道に面しており、工事車両動線は確保しやすい。	△	1
総合評価点	57			63			54		
順位	5			1			7		

6.5 評価手法及び評価項目の再設定（4候補地）

6.5.1 評価項目と重要度設定

第4回六ヶ所村新庁舎建設検討委員会までに、絞り込んだ4候補地について、委員会で出された意見を踏まえた条件整理を行い、新たな評価項目の追加と、評価項目ごとに重要度の細分化を行った。評価項目及び重要度を以下に示す。

表 6-6 評価項目及び重要度

評価項目		重要度
(1) 庁舎へのアクセス	①国道や県道に面しているか	B
	②災害時のアクセス・緊急時の経路確保	A
	③村内の各所への移動時間に大きな差がないか	B
(2) 法規制	都市計画の指定状況	A
(3) 関係機関（国・県・民間企業等）施設立地状況	B	
(4) 災害特性	①津波災害	A
	②原子力災害	A
	③石油コンビナート災害	A
	④土砂災害	A
	⑤洪水	A
(5) 敷地面積の確保	所有者	A
(6) 庁舎を核とした村の発展性	まちづくり拠点としての拡張性	A
(7) 村民の憩いの場	多様な世代の村民が集い、くつろげる空間	A
(8) 施工条件	新庁舎の建設に伴う施工性や周辺環境	C

6.5.2 評価点について

各評価項目について、「○、△、×」のそれぞれに点数を設定する。重要度別の評価点は以下の通りである。

- ・ ○：評価項目の条件を満たしている
 - ・ △：対策を講じることで評価項目の条件を満たす
 - ・ ×：評価項目の条件を満たしていない
- ⇒ ○：2点、△：1点、×：0点

表 6-7 重要度ごとの評価点

評価	重要度		
	A	B	C
○	6点	4点	2点
△	3点	2点	1点
×	0点	0点	0点

6.5.3 評価項目と評価内容について

評価項目ごとに具体的な評価内容と評価基準を設定した。設定内容を以下に示す。

表 6-8 評価項目一覧とその内容（4候補地評価）

評価項目	具体的な評価内容	評価基準	重要度
(1) 庁舎へのアクセス	①国道や県道に面しているか	○：国道・県道に面している △：— ×：国道・県道に面していない	B
	②災害時のアクセス・緊急時の経路確保	○：緊急輸送道路に面している △：— ×：緊急輸送道路に面していない	A
	③村内の各所への移動時間に大きな差がないか	○：各所への車での移動時間が30分未満 △：— ×：各所への車での移動時間が30分以上	B
(2) 法規制	都市計画の指定状況 ・市街化区域 ・市街化調整区域	○：市街化区域内 △：市街化調整区域内 ×：—	A
(3) 関係機関（国・県・民間企業等）施設立地状況	周辺の施設立地状況から周辺への影響を評価	○：周辺に公共施設等が充実している △：ある程度公共施設等が立地している ×：周辺には公共施設等が無い	B
(4) 災害特性	①津波災害 下記区域の指定状況から評価 六ヶ所村津波・高潮ハザードマップ及び青森県下北八戸沿岸における津波浸水想定図による ・浸水域 ・要避難区域	○：各区域に含まれていない △：軽微なエリア調整で各区域外にできる ×：各区域に含まれている	A
	②原子力災害 下記区域の指定状況から評価（以下の施設よりそれぞれ個別判定） ・東通原子力発電所のUPZ ・再処理工場のUPZ	○：各区域に含まれていない △：— ×：各区域に含まれている	A
	③石油コンビナート災害 下記区域の指定状況から評価 ・石油コンビナート計画に基づく災害の影響を及ぼす範囲	○：影響範囲に含まれていない △：軽微なエリア調整で影響範囲外にできる ×：影響範囲に含まれている	A
	④土砂災害 下記区域の指定状況から評価 土砂災害ハザードマップによる ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	○：各区域に含まれていない △：軽微なエリア調整で各区域外にできる ×：各区域に含まれている	A
	⑤洪水 下記区域の指定状況から評価 高瀬川及び小川原湖の増水等を想定した ・洪水ハザードマップの浸水区域	○：各区域に含まれていない △：軽微なエリア調整で各区域外にできる ×：各区域に含まれている	A
(5) 敷地面積の確保	所有者 基本構想（案）「5. 新庁舎の規模」で算出した敷地面積（30,000m ² 程度）を参考として、確保できる面積及び土地所有者で評価 ※30,000m ² 以上の面積が確保できるか	○：村有地のみ △：複数の所有者がいるため調整が必要 ×：—	A
(6) 庁舎を核とした村の発展性	まちづくり拠点としての拡張性 村の新たな発展を見込んで庁舎周辺に新しい施設整備が可能な敷地か	○：庁舎機能以外の用途として確保可能な平坦なスペースがある △：庁舎機能以外の用途として確保可能なスペースがあるが、造成が必要 ×：庁舎機能以外の用途として確保可能な平坦な敷地がなく、造成も困難	A
(7) 村民の憩いの場	多様な世代の村民が集い、くつろげる空間 日常的に村民が集い、多世代が交流し、寛げる憩いの場としてふさわしい環境か ・候補地周辺の村民利用施設※の立地状況	○：憩いの場に相応しい環境である（周辺に村民利用施設がある場合を含む） △：工夫次第で憩いの場とすることは可能 ×：憩いの場には適していない	A
(8) 施工条件	新庁舎の建設に伴う施工性や周辺環境 敷地造成や平地の確保、工事車両動線の確保、周辺環境との調和など	○：平坦な敷地が十分に確保されている △：軽微な造成により敷地確保が可能 ×：大幅な造成が必要	C

※候補地周辺とは徒歩圏内（移動距離800m以内）とする。村民利用施設とは自発的・創造的な様々な余暇の活動の支援する施設とし、具体的にはコミュニティセンター、プールなどとする。

6.6 上位4候補地の評価結果

上位4候補地における評価結果は以下の通りである。

評価項目	重要度	候補地A (現庁舎)		候補地B (現本庁舎西側)		候補地D (尾駒レイクタウン北地区北側)		候補地F (ろっかばっか周辺)	
		評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
(1) 庁舎へのアクセス									
①国道や県道に面しているか	B	国道 838号)に面している。	○ 4	村道にしか面していない。	✗ 0	県道 佐要地方道横浜六ヶ所線)に面している。	○ 4	国道 838号)に面している。	○ 4
②災害時のアクセス・緊急時の経路確保	A	緊急輸送道路に面している	○ 6	緊急輸送道路に面していない	✗ 0	緊急輸送道路に面していない	✗ 0	緊急輸送道路に面している	○ 6
③村内の各所への移動時間に大きな差がないか	B	・現庁舎 ⇒0分 ・泊出張所 ⇒19分 ・平沼出張所 ⇒15分 ・千歳平出張所 ⇒24分 各所へ30分以内の移動が可能。	○ 4	・現本庁舎 ⇒3分 ・泊出張所 ⇒19分 ・平沼出張所 ⇒15分 ・千歳平出張所 ⇒24分 各所へ30分以内の移動が可能。	○ 4	・現本庁舎 ⇒4分 ・泊出張所 ⇒17分 ・平沼出張所 ⇒17分 ・千歳平出張所 ⇒25分 各所へ30分以内の移動が可能。	○ 4	・現本庁舎 ⇒12分 ・泊出張所 ⇒26分 ・平沼出張所 ⇒10分 ・千歳平出張所 ⇒13分 各所へ30分以内の移動が可能。	○ 4
(2) 法規制									
都市計画の指定状況	A	市街化区域 商業地域)	○ 6	市街化調整区域	△ 3	市街化調整区域	△ 3	市街化区域 工業専用地域)	○ 6
(3) 関係機関(国・県・民間企業等) 施設立地状況	B	・青森原子力産業立地調整官事務所 ・六ヶ所連絡室 ・六ヶ所医療センター など周辺施設が充実している。	○ 4	・青森原子力産業立地調整官事務所 ・六ヶ所連絡室 ・六ヶ所医療センター ・原子力安全技術センター・防災技術センター など周辺施設が充実している。	○ 4	周辺に関係機関施設は立地していない	✗ 0	周辺に関係機関施設は立地していない	✗ 0
(4) 災害特性									
①津波災害	A	浸水区域内、要避難区域内に指定されている。	✗ 0	指定なし	○ 6	指定なし	○ 6	指定なし	○ 6
②原子力災害	A	・東通UPZ圏内	✗ 0	・東通UPZ圏内	✗ 0	・東通UPZ圏内	✗ 0	・東通UPZ圏内	✗ 0
	A	・六ヶ所再処理UPZ圏内	✗ 0	・六ヶ所再処理UPZ圏内	✗ 0	・六ヶ所再処理UPZ圏内	✗ 0	・六ヶ所再処理UPZ圏内	✗ 0
③石油コンビナート災害	A	指定なし	○ 6	指定なし	○ 6	指定なし	○ 6	指定なし	○ 6
④土砂災害	A	指定なし	○ 6	指定なし	○ 6	指定なし	○ 6	指定なし	○ 6
⑤洪水	A	指定なし	○ 6	指定なし	○ 6	指定なし	○ 6	指定なし	○ 6
(5) 敷地面積の確保									
所有者	A	村	○ 6	村、住民他11名	△ 3	住民他24名、企業1社、27名の共有地	△ 3	村、企業1社	△ 3
(6) 庁舎を核とした村の発展性									
まちづくり拠点としての拡張性	A	確保可能な余剰面積がない。	✗ 0	余剰面積があり、確保可能な平坦なスペースがある。	○ 6	余剰面積があり、確保可能な平坦なスペースがある。	○ 6	余剰面積があり、確保可能なスペースあるが、造成が必要。	△ 3
(7) 村民の憩いの場									
村民が集い、くつろげる空間	A	・尾駒コミュニティセンター ・六ヶ所村屋内温水プール ろっぶ など村民利用施設が充実している。	○ 6	・尾駒コミュニティセンター ・六ヶ所村屋内温水プール ろっぶ など村民利用施設が充実している。	○ 6	周辺に村民利用施設は立地していない。	✗ 0	・ろっかばっか ・六旬館 ・市柳総合公園 など村民利用施設が充実している。	○ 6
(8) 施工条件									
新庁舎の建設に伴う施工性や周辺環境	C	高低差は少ない。 工事エリアとして確保できるスペースは少ない。 国道に面しているため工事車両動線は確保しやすい	△ 1	高低差は少ない。 工事エリアとして確保できるスペースが多い。 村道にしか面していないため幅員が狭く工事車両動線が確保しにくい。	△ 1	接道部付近に大きな傾斜がある。 工事エリアとして確保できるスペースが多い。 国道に面しており、工事車両動線も確保できる。	△ 1	高低差があり、造成工事が必要となる。 国道に面しており、工事車両動線は確保しやすい。	△ 1
総合評価点		55		51		45		57	
順位		2		3		4		1	

6.6.1 上位4候補地の長所・短所（課題）と解決策、評価総括

上位4候補地における長所と短所及び解決策を以下に示す。

表 6-9 4候補地の長所・短所の整理（網掛けは評価が×または△の項目）

項目	候補地A（現本庁舎）	候補地B（現本庁舎西側）	候補地D（尾駒レイクタウン北地区北側）	候補地F（ろっかぽっか周辺）
長所	<ul style="list-style-type: none"> 国道（338号）に面しており、出張所各所へ30分以内の移動が可能 緊急輸送道路に面している 周辺施設が充実している 	<ul style="list-style-type: none"> 現庁舎や出張所各所へ30分以内の移動が可能 周辺施設が充実している 余剰面積があり、確保可能な平坦なスペースがある 	<ul style="list-style-type: none"> 県道（主要地方道横浜六ヶ所線）に面しており現庁舎や出張所各所へ30分以内の移動が可能 余剰面積があり、確保可能な平坦なスペースがある 高低差は少ない 工事エリアとして確保できるスペースが多い 県道に面しており、工事車両動線も確保できる 	<ul style="list-style-type: none"> 国道（338号）に面しており現庁舎や出張所各所へ30分以内の移動が可能 緊急輸送道路に面している 周辺に公園や民間入浴施設がある
短所（課題）と解決策				
庁舎へのアクセス	—	<ul style="list-style-type: none"> 村道にしか面していない。 ⇒来庁者の往来等に対応するため、庁舎整備と合わせて村道を拡幅すれば利便性の向上が図れる。 ただし、拡幅部分の用地買収に時間を要するほか、整備費用が必要となる。 緊急輸送道路に面していない。 ⇒災害直後、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保できない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路に面していない。 ⇒災害直後、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保できない可能性がある。 	
法規制 都市計画の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域（現在の職員駐車場部分等） ⇒市街化調整区域は、市街化を抑制すべきところであり、原則として庁舎は建設できない。当該候補地の大部分は市街化区域であるため、庁舎や複合施設の建設は可能であるが、市街化調整区域である現在の駐車場部分を引き続き駐車場にするなどの工夫が必要である。 <p>※市街化調整区域に新庁舎を建設する場合は、候補地B同様地区計画の設定等が必要となり、着手までに3年程度を要する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 ⇒市街化調整区域は、市街化を抑制すべきところであり、原則として庁舎は建設できない。 しかし、特定保留地区に関する手続き、地区計画の設定、それに伴う県の同意等、また、村都市計画審議会の議を経れば、着手までには3年程度を要することとなるが、建設は可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 ⇒市街化調整区域は、市街化を抑制すべきところであり、原則として庁舎は建設できない。 しかし、地区計画の設定、それに伴う県の同意等、また、村都市計画審議会の議を経れば、着手までには2年程度を要することとなるが、建設は可能である。 	—
関係機関施設 (国・県・民間企業等)立地状況	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に関係機関施設は立地していない。 ⇒新庁舎の周辺に確保可能なスペース・敷地があるため、関係機関が増える可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に関係機関施設は立地していない。 ⇒新庁舎の周辺に確保可能なスペース・敷地があるため、関係機関が増える可能性がある。
津波災害	<ul style="list-style-type: none"> 浸水域に指定されている。 ⇒地盤のかさ上げ等による浸水対策の工事等を施せば立地は可能と思われる。 しかし、当該工事費用（約5億円）が必要であるほか、当該工事により周辺施設・住宅等に対する影響が懸念される。 ⇒『災害に強い官公庁づくりガイドライン（R2.6 	—	—	—

項目	候補地A（現本庁舎）	候補地B（現本庁舎西側）	候補地D（尾駒レイクタウン北地区北側）	候補地F（ろっかぽっか周辺）
	<p>国土交通省)』において、災害等生じる可能性ができる限り低い立地にする必要がある、との記載がある。やむを得ず、それら地域に立地する場合には、必要な機能の確保が必要であり、災害の可能性に留意すべき立地場所“ハザードマップにおいて津波等災害が想定されているエリア”に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路に面しているが浸水域である。 ⇒津波災害時に緊急輸送道路を使用することができない。 			
原子力施設からの距離	<ul style="list-style-type: none"> 東通 UPZ 圏内 六ヶ所再処理 UPZ 圏内 <p>⇒想定外の原子力災害に備え、災害対策本部の UPZ 圏外への代替施設を整備するか、被ばく低減を図るために府舎の放射線防護対策を施すことで対応できる。 ただし、代替施設の整備のほか、放射線防護対策の費用等が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東通 UPZ 圏内 六ヶ所再処理 UPZ 圏内 <p>⇒想定外の原子力災害に備え、災害対策本部の UPZ 圏外への代替施設を整備するか、被ばく低減を図るために府舎の放射線防護対策を施すことで対応できる。 ただし、代替施設の整備のほか、放射線防護対策の費用等が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東通 UPZ 圏内 六ヶ所再処理 UPZ 圏内 <p>⇒想定外の原子力災害に備え、災害対策本部の UPZ 圏外への代替施設を整備するか、被ばく低減を図るために府舎の放射線防護対策を施すことで対応できる。 ただし、代替施設の整備のほか、放射線防護対策の費用等が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東通 UPZ 圏内 六ヶ所再処理 UPZ 圏内 <p>⇒想定外の原子力災害に備え、災害対策本部の UPZ 圏外への代替施設を整備するか、被ばく低減を図るために府舎の放射線防護対策を施すことで対応できる。 ただし、代替施設の整備のほか、放射線防護対策の費用等が必要である。</p>
敷地面積の確保所有者	—	<ul style="list-style-type: none"> 村、個人 11 名 <p>⇒村有地以外は用地買収により、敷地を確保することとなる。 用地買収には費用と時間がかかるほか、交渉が長引けば新府舎整備のスケジュールの停滞、遅延につながる。 ⇒個人所有 2 筆が未相続のため、相続手続が必要（令和 4 年 2 月 8 日時点）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人 24 名、企業 1 社、27 名の共有地 <p>⇒用地買収により、敷地を確保することとなる。 用地買収には費用と時間がかかるほか、交渉が長引けば新府舎整備のスケジュールの停滞、遅延につながる。 共有地は買収不可であるが、敷地面積が広いため、共有地を避けて敷地を設定することは可能。 ⇒個人所有 1 筆、共有地内地権者 1 名が未相続のため、相続手続が必要（令和 4 年 2 月 8 日時点）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 村、企業 1 社 <p>⇒村有地以外は用地買収により、敷地を確保することとなる。 用地買収には費用と時間がかかるほか、交渉が長引けば、新府舎整備のスケジュールの停滞、遅延につながる。</p>
まちづくり拠点としての拡張性	<ul style="list-style-type: none"> 確保可能な余剰面積がない。 ⇒周辺の土地利用状況に制限されるため、必要とするまちづくり機能等の整備が困難である。 ただし、必要面積により、周辺土地の買収や造成工事等により、確保可能と思われるが、用地買収や造成工事等の費用が必要である。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 確保可能なスペースがあるが、造成が必要 ⇒必要とするまちづくり機能等の整備には大規模な造成が必要。村有地のほか、企業 1 社の所有となっており、必要面積により用地買収の費用も必要となる。
村民の憩いの場 多様な世代の村民 が集い、くつろげる空間	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に村民利用施設はない。 ⇒計画的に村民利用施設を整備する。 ただし、整備までの合意形成、費用捻出、整備期間等が必要となる。 	—
施工条件 新府舎の建設に伴う施工性や周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> 工事エリアとして確保できるスペースは少ない。 敷地に隣接した住宅等があるため、工事の騒音・振動対策や工事時間等の配慮が必要。 <p>⇒複合用途の機能・規模にもよるが、限られた敷地内で建替えを行うにあたって、段階的な改築移転を行う計画が必要となるため、工期が長くなる。 ⇒近隣配慮が必要なため、仮設や特殊重機等の活用によるコスト増の可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 村道にしか面していないため幅員が狭く工事車両動線が確保しにくい。 敷地に隣接した住宅等があるため、工事の騒音・振動対策や工事時間等の配慮が必要。 <p>⇒近隣配慮が必要なため、仮設や特殊重機等の活用によるコスト増の可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 接道部付近に大きな傾斜がある。 ⇒造成費によるコスト増の可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 高低差があり、全面的に雑木林となっているため、造成工事が必要となる。 ⇒造成費はかかるが、工事条件は整っているためスムーズな建設が見込める。

項目	候補地A（現本庁舎）	候補地B（現本庁舎西側）	候補地D（尾駒レイクタウン北地区北側）	候補地F（ろっかぽっか周辺）
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状が複雑であり、新庁舎建設において、仮設施設を用いた移転計画が必要となる可能性あり。 現庁舎及び旧尾駒小学校跡地の敷地を利用できるため、用地取得費用を要しない。 <p>⇒候補地Aでの事業スケジュールは、基本計画策定後、基本設計〔約1年〕、実施設計〔約1年〕、建築・現庁舎解体・外構工事等〔約3年〕を経て、令和9年度完成となる見込みである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域であるため、地区計画又は都市計画変更手続き等に係る都市計画審議会や県の同意等が必要。 候補地内に民有地も含まれているため用地取得が必要となる。 <p>⇒候補地Bでの事業スケジュールは、都市計画の手続き（基本計画並行可）や用地買収〔約3年〕、基本設計〔約1年〕、実施設計〔約1年〕、造成工事〔約1年〕、建築・外構工事等〔約2年〕を経て、令和11年度完成となる見込みである。</p> <p>※村の都市計画手続きの事例に基づいてスケジュールを見込んだものであり、県協議や都市計画審議会の審議状況等によってスケジュールは延期される可能性がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> 候補地の大部分が市街化調整区域であるため、地区計画又は都市計画変更手続き等に係る都市計画審議会や県の同意等が必要。 当候補地は、民有地（場所によっては共有地含む）の用地取得が必要となる。 <p>⇒候補地Dでの事業スケジュールは、都市計画の手続き（基本計画並行可）や用地買収〔約2年〕、基本設計〔約1年〕、実施設計〔約1年〕、造成工事〔約1年〕、建築・外構工事等〔約2年〕を経て、令和10年度完成となる見込みである。</p> <p>※村の都市計画手続きの事例に基づいてスケジュールを見込んだものであり、県協議や都市計画審議会の審議状況等によってスケジュールは延期される可能性がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当候補地は、必要面積により用地買収等の必要性が生じるが、村有地内の敷地設定が可能であれば、用地取得費用を要しない。 <p>⇒候補地Fでの事業スケジュールは、基本計画策定後（用地買収並行可）、基本設計〔約1年〕、実施設計〔約1年〕、造成工事〔約1年〕、建築・外構工事〔約2年〕を経て、令和9年度完成となる見込みである。</p>
評価総括	<p>村の公共施設や商業施設・金融機関などが近くにあり、利便性が高い。 一方で、当地点は、検討段階では津波浸水区域に指定されていないものの要避難区域に指定されていた地域として評価していたが、3月26日に青森県が公表した日本海溝・千島海溝沿い震源とした巨大地震で想定される最大津波高さ（最大で12.4m）で50cmの浸水が想定される地域に指定されたことから、津波浸水対策が必須となる地点である。</p> <p>・造成費※1 約22,600千円 ・浸水対策工事 約500,000千円 ・解体費※2 約190,000千円 (現庁舎・分庁舎・第二分庁舎・中央公民館)</p>	<p>当候補地は、候補地A同様、村の公共施設や商業施設・金融機関などが近くにあり、利便性が高い。 地目が農地のため、農地転用の許可（県知事の許可）が必要となる。 当候補地は比較的広大であり、用地が取得可能であれば、配置パターンの選択肢は多い。</p> <p>・造成費 約740,600千円</p>	<p>農業振興地域のため、農振除外に向けた調整・協議および県の同意が必要であり、農振除外後の農地転用（県知事の許可）も必要となる。 当候補地は広大であり、用地が取得可能であれば、配置パターンの選択肢は多い。</p> <p>・造成費 約920,700千円</p>	<p>4候補地の中で、現庁舎から最も離れている地域ではあるものの、スパハウスろっかぽっか、六趣醸造工房、村特産品販売所（六旬館）が近くにあり、すでに村民等の日常的な往来がなされている地域である。 当候補地は広大であり、配置パターンの選択肢は多い。</p> <p>・造成費 約871,900千円</p>
共通事項	<p>地理的には、4候補地ともに、周辺の道路や公共交通事情等には大きな差異はみられるものの、自家用車での移動は30分以内で可能な地点である。 また、東通原子力発電所及び六ヶ所再処理工場の両方またはいずれかのUPZ圏内に位置することから、万が一の原子力災害時に対応する職員等の被ばく低減を図るために、陽圧施設などの放射線防護対策が必要になるとともに、想定外の原子力災害に備え、UPZ圏外に村災害対策本部の機能を備えた代替施設の設置の検討が必要である。 事業スケジュールはあくまで村での実績を基に見込んだものであり、事業手法等によって変更となる可能性がある。</p>			

※1：整地・造成費、伐採・伐根費、廃棄物処理費、運搬費、土地購入費を含む。（敷地想定範囲約30,000m²）

※2：候補地Aでは解体が必須となる。候補地B,D,Fについては、既存庁舎及び中央公民館の活用の有無による。

6.7 建設候補地の選定結果

候補地について、6.5のとおり評価項目と重要度の再設定を行った結果、「6.6 上位4候補地の評価結果」において示した総合評価点は、上から候補地F、候補地A、候補地B、候補地Dの順となった。その後、「6.6.1 上位4候補地の長所・短所（課題）と解決策、評価総括」として、各候補地についてより詳細な特徴比較を行った上で六ヶ所村新庁舎建設検討委員会にて議論を進めてきた。

候補地Aについては津波災害時の浸水域となるなど、災害危険性が高いことから、1階部分をピロティ^{*}とする案や、盛土による敷地のかさ上げ等を検討したが、執務部（各課窓口）が2階以上となり、来庁者の移動に伴う負担が増加し、また敷地をかさ上げしても前面道路が水没するなど、安全性の確保や機能維持のためのコストが増加することから、候補地からは除外し、候補地Bとの連携活用等を今後必要に応じて検討することとした。また候補地Dについては4候補地の中では最も総合評価点が低く、敷地に共有地を含むなど、用地買収や拡張性に不確実要素が数多く見られることが分かった。

上記の理由により、六ヶ所村新庁舎建設検討委員会における議論の結果、尾駒地区の候補地B及び鷹架地区の候補地Fの2カ所を新庁舎建設候補地とする。

※ピロティとは、1階部分を柱などで支えた吹き放しの空間とすることを指す。一般的にピロティ部分はエントランスホールや駐車場として活用される。

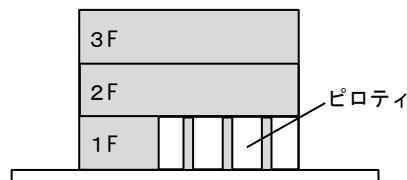


図 6-6 ピロティのイメージ図

7. 建設事業費及び財源

7.1 建設事業費

建設事業費については、今後策定する「基本計画」の内容によって変動していくことが予想されるが、これまで検討してきた規模等を参考にした現時点における概算事業費を試算することで、これから事業を進めていく中で事業費の拡大ができるだけ抑制するなど、確実かつ効率的な施設整備を進めることとする。

なお、試算は、新庁舎の建設費、現庁舎及び中央公民館の解体費、駐車場のアスファルト舗装費を試算するものとする。

(1) 新庁舎の建設費について

1) 試算単価の想定

鉄筋コンクリート造の1m²あたりの建設工事費については、国土交通省官庁營繕部及び地方整備局等營繕部が官庁施設の營繕計画を実施するための基準が約260千円、国税庁が公表している地域別・構造別の工事費用が288千円となっている。

2) 他市町村の新庁舎建設取組みの事例

近年計画されている、他自治体の庁舎建設事例を参考にすると、建設工事費単価は1m²あたり約540千円前後（税込）となっている。

近年の建設資材の価格は上昇傾向にあり、今後は「ほぼ横ばい」または、「やや上昇傾向」で推移することが予想される。

また、公共工事設計労務単価は、平成25年度以降9年連続上昇が続いていることから、今後も労働者不足や労働環境の改善等に伴った上昇が続くと考えられる。

表 7-1 他市町村の新庁舎建設取組み事例

自治体名	出典	延床面積 (m ²)	年度補正m ² 当たり建設費 (千円/m ²)	年度
北海道砂川市	実施設計、市HP	5,932 m ²	573	2019
青森県平川市	実施設計、市HP	9,244 m ²	509	2020
岩手県釜石市	予算の概要と主要事業	8,837 m ²	591	2021
山形県米沢市	実施設計、市HP	10,545 m ²	421	2018
青森県十和田市	建設工事入札結果	8,247 m ²	482	2017
宮城県女川町	建設工事入札結果、 施工者HP(面積)	8,552 m ²	479	2017
新潟県柏崎市	実施設計、市HP	10,274 m ²	701	2018

3) 新庁舎建設の想定単価（駐車場整備費を含む）

これらを踏まえ、建設工事費単価は、建設資材の価格や労務単価の上昇傾向を考慮するとともに、他自治体の取組み事例も参考に、約10%程度を単価上昇の目安として、「590千円／m²」として検討することとする。

これにより、概算建設工事費は、「590千円／m²」×「7,408.2 m²」≈4,371,000千円と算定する。

※ 留意事項

- ・新庁舎の建設に当たっては、防災対策や住民への利便性向上を図る観点から、様々な機能をもたせることで、それ以上の金額が必要となることを念頭におく必要がある。
- ・今後の社会情勢の変動による建設資材の価格や人件費などが、想定外に上昇する可能性もある。
- ・概算建設工事費の他には、設計費や外構工事費、備品購入費、各種ネットワーク整備費、移転費などの経費が別途必要となる。
- ・参考とした事例は建設費に外構費を含んでいるため、今回算出した建設費は事例平均より庁舎延べ床面積の約1.6倍程度（約12,000 m²）の敷地外構費（駐車場を含む）を含むと考える。

(2) 現庁舎と中央公民館の解体費について

本村の近年の事例により、鉄筋コンクリート造の解体費用は、32千円／m²程度が想定される。

「32千円／m²」×「5,964 m²」≈191,000千円

(3) 外構費について

本村の近年の事例により、外構費は23千円／m²程度が想定される。

なお外構費は敷地面積から建設工事費にて考慮した12,000 m²を除いた約18,000 m²分に係る整備費とする。今後は基本計画や設計の検討段階において積雪対策等を検討し、必要な経費を計上する。

「23千円／m²」×「18,000 m²」≈414,000千円

(4) 造成費・土地購入費について

造成費及び土地購入費については候補地により異なるため、別途整理する。

表 7-2 概算事業費の算出

項目	事業費	備考
新庁舎建設費 (駐車場・一部外構を含む)	約4,371,000千円	
現庁舎等解体費	約191,000千円	本庁・分庁舎・第2分庁舎・中央公民館
外構費	約414,000千円	
造成費・土地購入費	一	候補地によって異なるため別途整理
設計・監理費等	約150,000千円	基本設計(30,000千円) 実施設計(80,000千円) 設計監理(40,000千円)
その他経費	約700,000千円	車庫(50,000千円) 備品購入・システム導入・ 移転費等(650,000千円)
合計	約5,826,000千円	

※1 「5.2 (3) 役場機能緊急保全事業に基づく算定」で積算した新庁舎の面積。

※2 延床面積「表 2-2 本庁舎等の耐震診断結果」に記載した延床面積。

$$\begin{array}{lllll} \text{本庁舎} & \text{分庁舎} & \text{第2分庁舎} & \text{中央公民館} & = \text{ 庁舎の延床面積} \\ 2,359 \text{ m}^2 & + & 1,399 \text{ m}^2 & + & 335 \text{ m}^2 & + & 1,871 \text{ m}^2 & = & 5,964 \text{ m}^2 \end{array}$$

7.2 財源

新庁舎建設に必要な財源としては、平成 28 年 3 月に制定した「新庁舎建設準備基金条例」に基づき、毎年 5 億円を新庁舎建設に充てる資金として積み立てが行われている。

令和 2 年度は、財源不足により、積み立てが一時見送られたものの、総額 50 億円を目処に積み立てることとしていることから、庁舎建設には基金の充当が基本となる。

一方で、新庁舎の建設には、国の交付金等の充当が困難であるが、庁舎機能に必須となる「災害対策本部室」の整備や「原子力対策」、「津波対策」などに必要となる工事費については、国の交付金等の活用が期待できることから、今後、他市町村等の事例調査などを実施し、国の交付金等の活用についても検討が必要になる。

8. 事業手法

新庁舎の整備にあたり、想定される事業手法を以下のとおり整理した。

(1) 従来手法

地方公共団体が、起債や一般財源等により自ら資金を調達し、設計・建設、維持管理・運営等について、業務ごとに仕様を定めて民間事業者に単年度業務として個別に発注等を行う手法である。

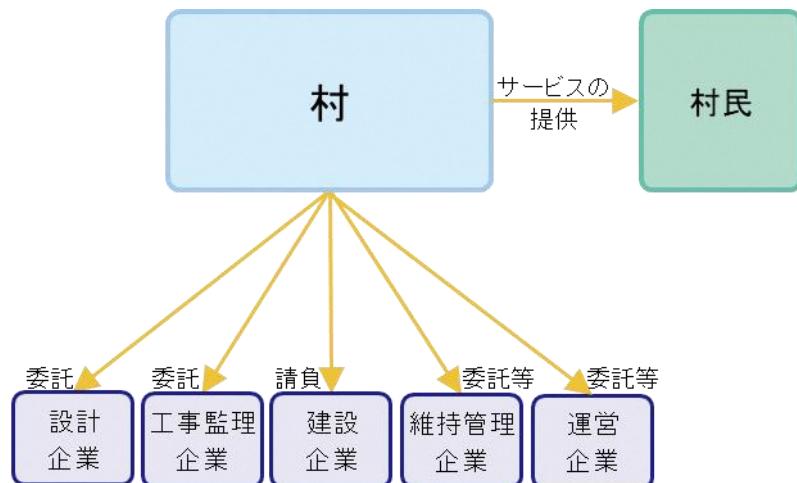


図 8-1 公設公営方式の概念図

(2) DB 方式

DB 方式とは、地方公共団体が起債や国庫補助金等により自ら資金調達し、民間事業者が公共施設等の設計 (Design) と建設 (Build) を一括で行う手法である。維持管理・運営が別途発注となるため、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用は限定的となる。

基本設計先行型 DB 方式では、このうち基本設計のみについて、公共が従来どおり直接実施もしくは発注する。民間事業者に一括で委託する前段に、村のニーズや村民意向の反映を十分に行い、きめ細かい要求水準や精度の高い事業費の整理を行うことが可能となる。

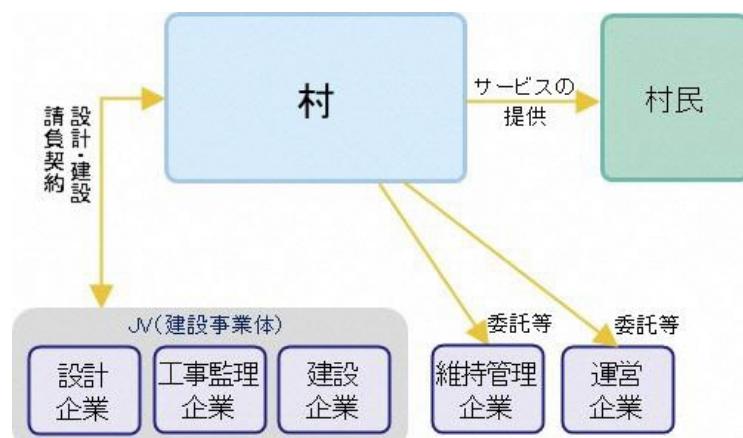


図 8-2 DB 方式の概念図

(3) PFI 方式

PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) 手法とは、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を一括で行う手法である。

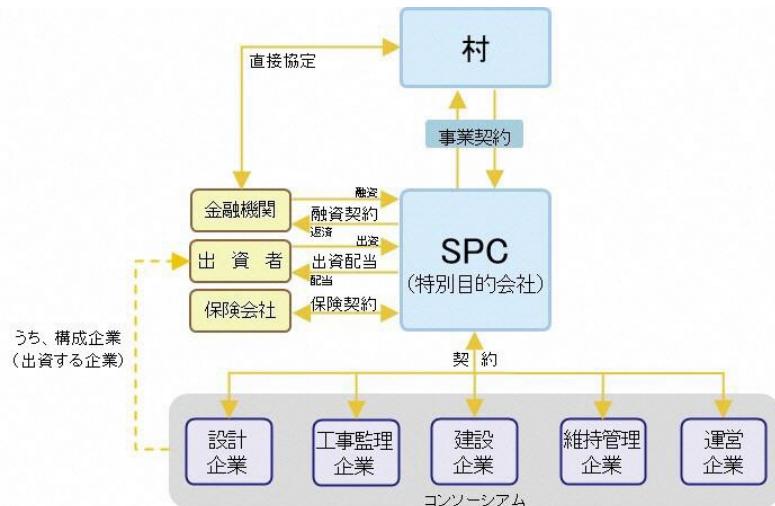


図 8-3 PFI 手法の概念図

9. 事業スケジュール

新庁舎の建設については、今後、村民の意見等を反映するとともに、基本計画において、新庁舎の規模や機能などについて具体化するとともに建設費用の積立を計画的に実施する。

また、候補地によって事業スケジュールが異なるため、現在検討している候補地 B 及び F それぞれについて事業スケジュールを以下に示す。

表 9-1 【候補地 B】新庁舎建設スケジュール（案）

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
基本構想										
基本計画										
基本・ 実施設計										
造成工事										
建設工事 外構工事										
用地買収・ 都市計画 手続き										

表 9-2 【候補地 F】新庁舎建設スケジュール（案）

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
基本構想										
基本計画										
基本・ 実施設計										
造成工事										
建設工事 外構工事										

※ 本スケジュールは、現時点で考えられるスケジュールパターンであり、今後の進め方や事業手法次第で上記とは別のスケジュールパターンになることも考えられる。

10. その他、建設に当たって留意すべき事項

これまでの検討に加え、建設にあたっては次の事項についても留意する必要がある。

(1) 具体的な耐震性能

建物の耐震化の方法は、大きく分けて「耐震構造」、「制震構造」、「免震構造」の3つの方法がある。第7回委員会において検討が行われた村内に存在する出戸西方断層については、断層の長さが比較的短く、候補地は断層の直上ではないため、断層活動による地面のずれの影響は少ないと判断されるが、国土交通省が示した「官庁施設の総合耐震計画基準」等をふまえ、本村にとって最も効果的な方法の検討が必要とされる。

(2) 防犯・セキュリティー対策

役場庁舎は、一般住民の方が多数出入りするが、庁内では個人情報の取り扱いや重要書類等を扱う部署もあることから、「機密ゾーン」、「執務ゾーン」、「共用ゾーン」、「パブリックゾーン」など、庁内を重要度に分けて分類し、部外者等の出入りを制限するための措置や万が一の事件・事故の早期発見や未然防止のため、防犯カメラ等の設置等も必要とされる。

(3) 既存の備品の再利用判断

現在の庁舎で使用している備品類の再利用等に関する適確な判断が必要とされる。

11. 終わりに

この基本構想は、六ヶ所村新庁舎建設庁内検討委員会でまとめられた素案をもとに、令和2年11月以降、9回の検討委員会での検討を重ね、まとめたものである。

庁内検討委員会では、経年劣化、執務室の狭隘化等、現庁舎の課題等をふまえた上で、津波浸水等自然災害、原子力災害等防災拠点機能や住民サービス機能、I C T (A I ・ R P A等) 機能についても、その重要性が議論されたほか、新庁舎が六ヶ所村のシンボルとなるような、村の特徴を生かした特色ある庁舎にしてほしいなどの声も聞かれ、これら委員会では新庁舎に寄せる期待が多くあったほか、近年の働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策を想定した「新しい生活様式」をとりいれ、50年後・100年後の利便性をも想定した職場環境の実現への期待も高かった。

検討委員会での検討では、さらに、村民や来庁者を対象としたアンケート調査を実施し、また、村民ワークショップを開催して、村民や庁舎を利用いただく皆様から様々なご意見をいただいた。新庁舎に対しては、ワンストップ窓口の導入や余裕のある駐車場、交通アクセスが便利であること、防災拠点となることなど、日常の利用のしやすさや非常時の拠点としての要望が挙げられた。

また、委員会での候補地の選定に係る評価項目・重要度の設定の議論においては、災害時（特に原子力災害、津波災害）の庁舎機能等に係る意見が多く出され、各種議論の中でも多くの時間を割いて検討が行われた。

六ヶ所村は古来、第一次産業が盛んな自然環境が豊かな地域である一方で、昭和44年に始まった国家プロジェクト「むつ小川原開発」により、多様なエネルギー関連産業や研究施設が集積する、唯一無二の特徴を有する村となった。

新庁舎には、この発展の経緯を後世に継承できるよう、村の特徴や強みを活かし、村民のみならず、村を訪れた方々にも親しまれる庁舎となることを期待するとともに、引き続き検討委員会等での議論を重ね、基本構想の内容を具体化して基本計画の策定につなげていただきたい。

参考資料

1. 基本構想の検討の経緯（会議の開催状況）
2. 委員会設置要綱
3. 検討委員会会員名簿

1. 基本構想の検討の経緯（会議の開催状況）

(1) 六ヶ所村新庁舎建設検討委員会

回数	開催日・場所	案件
第1回	令和2年11月11日（水） 六ヶ所村文化交流プラザ 「スワニー」 大会議室	新庁舎建設に向けたこれまでの取り組みについて 六ヶ所村新庁舎建設基本構想（素案）について 検討スケジュールについて 各種調査の企画について
第2回	令和3年1月19日（火） 六ヶ所村文化交流プラザ 「スワニー」 大会議室	職員アンケート、職員ワークショップの結果報告について 来庁者・村民アンケート（案）、村民ワークショップについて 基本構想（案）の構成について
第3回	令和3年3月12日（金） 六ヶ所村文化交流プラザ 「スワニー」 大会議室	村民・来庁者アンケート、村民ワークショップの結果について 基本構想（案）について
第4回	令和3年4月15日（木） 六ヶ所村文化交流プラザ 「スワニー」 大会議室	新庁舎建設4候補地の検討について
第5回	令和3年7月14日（水） 尾駒コミュニティセンター 集会室	各種災害について 新庁舎建設候補地の評価について
第6回	令和3年12月14日（火） 尾駒コミュニティセンター 集会室	女川町庁舎等視察報告について 災害に強い庁舎について 新庁舎建設候補地の評価について（4候補地）
第7回	令和4年2月8日（火） 尾駒コミュニティセンター 集会室	新庁舎建設候補地の評価について（4候補地） 六ヶ所村新庁舎建設基本構想（案）の検討について
第8回	令和4年3月14日（月）	六ヶ所村新庁舎建設候補地の評価（4候補地）について
第9回	令和4年4月14日（木）	六ヶ所村新庁舎建設基本構想（案）について 答申（案）について

(2) 六ヶ所村新庁舎建設府内検討委員会

回数	開催日・場所	案件	備考
第1回	令和元年11月27日(水) 役場分庁舎 大会議室	検討委員会の設置及び所掌について 庁舎建設の経緯について 庁舎建設までのスケジュール案について 今後の予定について	(素案) 検討
第2回	令和2年1月30日(木) 役場分庁舎 大会議室	前回検討会会議結果について 部会の設置について 庁舎の現状と新庁舎の必要性について 新庁舎建設の基本的な考え方について 視察研修について	
第3回	令和2年3月18日(水) 役場分庁舎 大会議室	前回検討会会議結果について 視察研修結果について 新庁舎の建設場所と規模について	
第4回	令和2年7月3日(金) 中央公民館 会議室	これまでの検討結果について 第3回検討会議事録について 建設事業費及び財源について (仮称)新庁舎建設検討委員会設置要綱(案) について	
第5回	令和2年8月26日(水) 役場分庁舎 大会議室	第4回検討会及び第3回部会議事録について 六ヶ所村新庁舎建設基本構想(素案)について	
第6回	令和2年12月10日(木) 中央公民館 会議室	職員アンケート、職員ワークショップについて 来庁者・村民アンケート、村民ワークショップ (案)について 基本構想(案)について	(案) 検討
第7回	令和3年3月5日(金) 分庁舎3階 大会議室	職員アンケート、職員ワークショップの結果報 告について 来庁者・村民アンケート(案)、村民ワークシ ョップについて 基本構想(案)の構成について	
第8回	令和3年3月5日(金) 分庁舎3階 大会議室	村民・来庁者アンケート、村民ワークショップ の結果について 基本構想(案)について	
第9回	令和3年4月12日(月) 分庁舎3階 大会議室	新庁舎建設候補地の評価について	
第10回	令和3年7月8日(木) 分庁舎3階 大会議室	各種災害について 新庁舎建設候補地の評価について	

第 11 回	令和 3 年 12 月 8 日 (水) 中央公民館集会室	女川町庁舎等視察報告について 災害に強い庁舎について 新庁舎建設候補地の評価について（4 候補地）	(案) 検討
第 12 回	令和 4 年 2 月 2 日 (水)	新庁舎建設候補地の評価について（4 候補地） 六ヶ所村新庁舎建設基本構想（案）の検討について	

2. 委員会設置要綱

(1) 六ヶ所村新庁舎建設検討委員会設置要綱

六ヶ所村新庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 六ヶ所村新庁舎の建設に関し、必要な事項を調査審議するため、六ヶ所村新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

(1) 新庁舎建設に係る基本構想及び基本計画等の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、新庁舎建設に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から、村長が委嘱する。

(1) 村議会を代表する者 2 人以内

(2) 学識経験を有する者 2 人以内

(3) 村内の公共的団体等を代表する者 10 人以内

(4) 公募により選出された者 2 人以内

(5) その他村長が必要と認める者 4 人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務について審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、村長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償等)

第8条 委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年条例第 103 号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(2) 六ヶ所村新庁舎建設庁内検討委員会設置要綱

六ヶ所村新庁舎建設庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新庁舎の建設に関し、必要な事項を調査検討するため、六ヶ所村新庁舎建設庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 現庁舎の問題点に関すること。
- (2) 新庁舎の建設に係る基本的方向に関すること。
- (3) その他、新庁舎の建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副村長を、副委員長には教育長をもって充てる。

3 委員は、財政課長、税務課長、政策推進課長、原子力対策課長、建設課長、福祉課長及び学務課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、委員が会議を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。
3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会の特定事項について、調査検討等を行い、委員会の討議に資するため、委員会に必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、職員のうちから委員長が指名する。

3 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

4 部会長は、部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

5 部会長は、部会における調査検討等の結果を委員長に報告するものとする。

(公開)

第7条 会議は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年10月17日から施行する。

3. 検討委員会名簿

(1) 六ヶ所村新庁舎建設検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体等
1号委員	高橋 文雄	六ヶ所村議會議長
	高田 博光	六ヶ所村議会 総務企画常任委員会 委員長
2号委員	高橋 信	東北大学大学院 工学研究科 量子エネルギー工学専攻 技術社会システム専攻 教授
	小藤 一樹	学校法人 八戸工業大学 工学部 土木建築工学科 感性デザイン学部創生デザイン学科 准教授
3号委員	高田 孝徳	六ヶ所村行政連絡員協議会 会長（兼六ヶ所村三漁協協議会会长 第5回委員会から）
	三戸 秀子	六ヶ所村地域連合婦人会 会長
	種市 治雄	六ヶ所村商工会 会長
	及川 次夫	一般社団法人 六ヶ所村観光協会 会長
	橋本 喜代二	社会福祉法人 六ヶ所村社会福祉協議会 会長
	橋本 兼蔵	六ヶ所村三漁協協議会 会長（第4回委員会まで）
	石久保 齊	六ヶ所村農業委員会 会長
	久保 勝廣	特定非営利活動法人 六ヶ所村スポーツ協会 会長
	久保 政廣	六ヶ所村消防団 団長
	工藤 健司	六ヶ所村教育委員会 教育長職務代理者（第5回委員会まで）
	橋本 篤哉	六ヶ所村教育委員会 教育長職務代理者
4号委員	斎藤 英明	公募
	秋元 美穂	公募
5号委員	伊藤 宗太郎	公益財団法人 環境科学技術研究所 常務理事
	林 巧	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子エネルギー部門 六ヶ所研究所 ブランケット研究開発部長
	工藤 純一	新むつ小川原株式会社 取締役常務執行役員 青森本部長
	相澤 文雄	日本原燃株式会社 地域・広報本部副本部長

(2) 六ヶ所村新庁舎建設庁内検討委員会委員名簿

令和元年度六ヶ所村新庁舎建設庁内検討委員会委員名簿

番 号	職 名	氏 名
1	副 村 長	橋 本 晋
2	教 育 長	橋 本 博 子
3	財 政 課 長	戸 田 幸 光
4	税 務 課 長	市 川 秀 和
5	政策推進課長	吉 岡 主 悅
6	原子力対策課長	佐 藤 広
7	建設課長心得	中 岬 賢 悟
8	福 祉 課 長	尾ヶ瀬 一 成
9	学 務 課 長	田 中 諭

令和2年度六ヶ所村新庁舎建設庁内検討委員会委員名簿

番 号	職 名	氏 名
1	副 村 長	橋 本 晋
2	教 育 長	橋 本 博 子
3	財政課長心得	赤 石 雄 樹
4	税 務 課 長	市 川 秀 和
5	政策推進課長	吉 岡 主 悅
6	原子力対策課長	葛 西 尚 人
7	建設課長	中 岬 賢 悟
8	福 祉 課 長	尾ヶ瀬 一 成
9	学 務 課 長	田 中 諭

令和3年度六ヶ所村新庁舎建設府内検討委員会委員名簿

番号	職名	氏名
1	副村長	橋本晋
2	教育長	橋本博子
3	財政課長	赤石雄樹
4	税務課長	市川秀和
5	政策推進課長	吉岡主悦
6	原子力対策課長	葛西尚人
7	建設課長	中嶋賢悟
8	福祉課長心得	高村博行
9	学務課長	尾ヶ瀬一成